

官報

号 外
国会会議録

令和七年三月二十五日

○第二百十七回国 衆議院会議録 第十一号

令和七年三月二十五日(火曜日)

議事日程 第十号

令和七年三月二十五日

午後一時開議

一 情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○本日の会議に付した案件

- 永年在職の議員赤嶺政賢君、阿部知子君、梶山弘志君、松原仁君、大島敦君、平井卓也君、松本剛明君、長妻昭君、金子恭之君、塩川鉄也君、山井和則君、松野博一君、細野豪志君及び小淵優子君に対し、院議をもって功労を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長発議)
- 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件
- 公益認定等委員会委員任命につき同意を求めるの件
- 公正取引委員会委員長任命につき同意を求めるの件
- 国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件
- 公認会計士・監査審査会会長及び同委員任命につき同意を求めるの件
- 行政不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

令和七年三月二十五日 衆議院会議録第十一号

永年在職議員の表彰の件

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

永年在職議員の表彰の件

○議長(額賀福志郎君) お諮りいたします。

本院議員として在職二十五年に達せられました赤嶺政賢君、阿部知子君、梶山弘志君、松原仁君、大島敦君、平井卓也君、松本剛明君、長妻昭君、金子恭之君、塩川鉄也君、山井和則君、松野博一君、細野豪志君及び小淵優子君に対し、先例により、院議をもってその功労を表彰いたしたいと存じます。

表彰文は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

よって、そのとおり決まりました。

これより表彰文を順次朗読いたします。

議員赤嶺政賢君は衆議院議員に当選すること九回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よって衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもってこれを表彰する

〔拍手〕

議員阿部知子君は衆議院議員に当選すること九回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よって衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもってこれを表彰する

〔拍手〕

議員梶山弘志君は衆議院議員に当選すること九回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

〔拍手〕

議員松原仁君は衆議院議員に当選すること九回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よって衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもってこれを表彰する

〔拍手〕

議員大島敦君は衆議院議員に当選すること九回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よって衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもってこれを表彰する

〔拍手〕

議員平井卓也君は衆議院議員に当選すること九回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よって衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもってこれを表彰する

〔拍手〕

議員松本剛明君は衆議院議員に当選すること九回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よって衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもってこれを表彰する

〔拍手〕

議員長妻昭君は衆議院議員に当選すること九回
在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民
意の伸張に努められた
よって衆議院は君が永年の功労を多とし特に院
議をもってこれを表彰する

(拍手)

議員金子恭之君は衆議院議員に当選すること九
回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし
民意の伸張に努められた
よって衆議院は君が永年の功労を多とし特に院
議をもってこれを表彰する

(拍手)

議員塩川鉄也君は衆議院議員に当選すること九
回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし
民意の伸張に努められた
よって衆議院は君が永年の功労を多とし特に院
議をもってこれを表彰する

(拍手)

議員山井和則君は衆議院議員に当選すること九
回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし
民意の伸張に努められた
よって衆議院は君が永年の功労を多とし特に院
議をもってこれを表彰する

(拍手)

議員松野博一君は衆議院議員に当選すること九
回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし
民意の伸張に努められた
よって衆議院は君が永年の功労を多とし特に院
議をもってこれを表彰する

(拍手)

議員細野豪志君は衆議院議員に当選すること九
回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし
民意の伸張に努められた
よって衆議院は君が永年の功労を多とし特に院
議をもってこれを表彰する

(拍手)

議員小淵優子君は衆議院議員に当選すること九
回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし
民意の伸張に努められた
よって衆議院は君が永年の功労を多とし特に院
議をもってこれを表彰する

(拍手)

この贈呈方は議長において取り計らいます。
議長(額賀福志郎君) この際、ただいま表彰を
受けられました議員諸君の登壇を求めます。
(被表彰議員登壇、拍手)

(被表彰議員登壇、拍手)

議長(額賀福志郎君) 表彰を受けられました議
員諸君を代表して、赤嶺政賢君から発言を求めら
れております。これを許します。赤嶺政賢君。
赤嶺政賢君 ただいま私たち十四名に対し、院
議をもって在職二十五年の表彰をしていただき、
誠にありがとうございます。心からお礼の言葉
を申し上げます。(拍手)

(拍手)

私は、まず、二〇〇〇年の初当選以来、四半世
紀にわたって私を国会に押し上げていただいた九
州、沖縄の皆さんに心からお礼を申し上げます。
私の原点は、基地のない平和で豊かな沖縄を建
設することです。
私は、一九四七年、米軍の直接統治下の沖縄で
生まれました。悲惨な沖縄戦の傷痕が残る中でし
た。父親の畑仕事を手伝うようになると、戦没者
の遺骨の断片を畑の四隅に積み上げるのが私の役
割でした。米兵による強姦事件などが処罰されな
いことに大きな怒りを抱きながら育ちました。

沖縄戦を生き残った人々は、「いくさーならん
どー、なーいくさーならんどー」と口癖のよう
つぶやいておりました。戦争は嫌だ、戦争はもう
絶対に繰り返してはならないという気持ちが込め
られていました。憲法九条を守れの決意は、私自
身の生い立ちに根差しているものであります。
私は、大学に進学するときに、パスポートを
持って上京しました。この屈辱は生涯忘れませ
ん。当時の沖縄は、サンフランシスコ講和条約第
三条によって、日本から切り離されていたのであ
ります。

(拍手)

日本国憲法の下への復帰を願った祖国復帰闘争
は、沖縄と本土の連帯した闘いで、沖縄の施政権
返還を勝ち取ることができました。ところが、そ
の後、日米安保条約が沖縄に適用され、広大な米
軍基地は復帰前と変わらず存在し続けています。
私は、当選以来、普天間基地の無条件返還を求
め、辺野古新基地建設を押しつける政府と論戦を
重ねてきました。

米軍基地あるがゆえの事件、事故が繰り返さ
れ、憲法の上に安保条約、地位協定があり、県民
の人権がじゅりりんされる軍事優先の異常な社会
は変えなければなりません。
ところが、政府は、繰り返し示してきた民意
も、地方自治も、法律さえも踏みじり、新基地
建設を強行しています。これに対して県民は、保
守、革新を超えた団結で翁長県政を誕生させ、私
を四回連続で小選挙区沖縄一区からオール沖縄の
代表として国会に送り出してきたのであります。

オール沖縄の団結は、沖縄戦や米軍統治、その
後も続く米軍支配にあらがう沖縄の平和の心が一
つに結ばれたものです。
私は、命どう宝の平和の心を掲げ、辺野古新基
地建設、南西諸島の軍事要塞化を許さず、基地の
ない平和で豊かな沖縄を目指し、県民とともにこ
れからも闘い続ける決意であります。
以上を表明し、謝辞といたします。
ありがとうございます。(拍手)

(拍手)

議員(額賀福志郎君) 本日表彰を受けられまし
た他の議員諸君の挨拶につきましては、これを会
議録に掲載することといたします。

阿部 知子君の挨拶
二〇〇〇年六月の初当選から二十五年、この
度、永年在職の表彰を頂きましたこと、厚くお
礼申し上げます。
徳洲会の勤務医であった私に社会民主党から
立候補のお誘いがあつた時、その背を押して下
さつたのは、今は亡き徳田虎雄理事長でした。
弱い立場の患者さんに接する医師には、身を低
くして相手の思いを聞く選挙の経験は大事だか
ら頑張りなさい、と忙しい臨床の場から送り出
して下さいました。

(拍手)

地元の皆様の変わらぬご支援は勿論のこと、
今日もこの本会議場で固唾を飲んで私を見守つ
て下さっている後援会の皆様の温かな励まし
や、事務局スタッフ、そして夫や家族の支えに
よって、以降連続九期にわたり国会に身を置く
こととなりました。
最初の四期十二年は社会民主党の南関東比例
区で議席を頂きました。そもそも同党とのご縁
は一九七八年一月二十四日の深夜、都内七カ所
の病院をたらい回しにされた末に亡くなった母
のことがありました。当時、救急医療体制の不
備は大きな社会問題にもなっており、日本社会
党の山本政弘衆議院議員が母の事案を国会で取
り上げ、搬送体制の改善が急がれるようになり
ました。母の命は帰らずとも、救急搬送で助か
る人が少しでも増えればと、その時、改めて政
治の意味を思いました。

さらに国会議員になる前々年に兄を医療事故
で亡くしたこともあって、当選後は厚生労働委
員会に所属し、ひたすら医療の充実を願って仕
事をしてきました。
二〇一一年の東日本大震災に続く東京電力福

二〇一一年の東日本大震災に続く東京電力福

二〇一一年の東日本大震災に続く東京電力福

島第一原発事故以降は、放射能から環境や住民を守る事にも力を注ぎ、事故収束に働く作業員の被曝や労災問題にも取り組み、再生エネルギーの主力化とエネルギー政策の転換を図っています。

近年少子化が著しいスピードで進み政治課題となる中、女性が子を産み育てやすく、子ども達が守られる社会となるよう、超党派の議員のお力をお借りして母子保健法を改正、産後ケアセンターが生まれた事は、小児科医として何よりの喜びです。

他方、世界各地の戦禍の拡大によって無抵抗の民間人、とりわけ女性や子どもが大量に奪われていることを傍観せず、平和人道外交を推し進めねばと思います。

戦争を経験しない世代が政治家の大半となり、人々の命や平和が軽んじられることを強く懸念しておられた野中広務さんや土井たか子さんから頂いたご指導、そして武力によらない紛争の解決を誓った平和憲法を胸に、これからも努力して参ります。皆様の一層のご指導をお願い申し上げます。

梶山 弘志君の挨拶

この度、院議をもつて永年在職表彰の榮譽を賜りましたこと心より厚く御礼を申し上げます。

初当選は二〇〇〇年の総選挙、爾来二十五年間私の活動を支えてくれた郷土茨城の後援会や支持者の皆様、歴代の事務所のスタッフに心より感謝申し上げます。

この間、国土交通大臣政務官、国土交通副大臣、国土交通委員長、災害対策特別委員長、地方創生担当大臣、経済産業大臣を経験させていただきました。大きな変化と不確実な時代の多様な課題に、「最善の選択は何か」と考えながらそれぞれの職務に全力で取り組んできました。特に記

令和七年三月二十五日 衆議院会議録第十一号

憶に残るのは、野党時代に発生した東日本大震災、そして経済産業大臣時代のコロナ感染症のパンデミックです。いずれも多くの尊い命が失われ、人流、物流が止まりました。「危機管理のあり方」「災害への備え」というものを強く意識させられ、防災・減災への国土強靱化、サプライチェーンの多重化、日本を支える中小企業、地域経済への迅速な支援等にこれからも取り組んで参ります。

私の政治信条は「愛郷無限」。故郷を想う心なくして国を愛することはできない、国の発展なくして故郷が豊かになるはずもない。この志を持ち続け自らの役割を果たして参ります。

最後に、大病を患い、手術を経て療養をしながら私の活動を身近で支えてくれた妻由可子と家族には言葉に尽くせぬ感謝の気持ちでいっぱい입니다。

改めて多くの皆様のご支援に深く感謝申し上げます。今後とも変わらぬご指導とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。ありがとうございました。

松原 仁君の挨拶

日本国の衆議院議員として二十五年間、活動を続けてこられましたことに、国民の皆様深く感謝いたします。

私の国政における活動の原点は、日本を再び自己主張できる主権国家として確立することでありました。それは先達が継承してきた歴史や伝統、文化に誇りを持つ国家を取り戻し、自信みなぎる国民としての日本人の復活です。日本国が経済、安全保障、文化面において世界で主要な役割を果たすためには、国民の誇りや自信、活力が欠かせません。

近年行われた若者に対する世論調査(第六十二回「国や社会に対する意識(六カ国調査)」、日本財団、二〇二四)の結果に、私は愕然としま

永年在職議員の表彰の件

した。同調査では、日本人は他の国民に比べて「人に誇れる個性がある」「自分は他人から必要とされている」という自信や自己肯定感につながる回答が極めて少なく、また、「自国の将来」について「良くなる」という回答においては一五%しかないという結果が出ています。

政治の大きな目的は、主権者たる国民に自信を持たせ、永続的に共に歩む社会をつくるということだと思っています。誇り高き国家が自信ある国民を産み、自国に誇りを持つ国民が自信ある国家をつくる。現在の日本国を自信ある国家と見なす人はどれほどおられるでしょうか。

戦後八十年を数えるにもかかわらず、いまだに自国の国益を傍らに置き、他国の顔色や意見を尊重しながら生きていく国家。こうした日本政治の振る舞いに強い義憤を覚えるとともに、大きな問題意識を持ちながら活動してまいりました。

北朝鮮による日本人拉致問題という残酷な現実、私の国家観、安全保障観、倫理観に大きな衝撃を与えました。憲法九条により武力の行使と戦力の保持を否定する我が国は、自国民を取り戻すという正当な目的のために、どのように「力」を行使できるかという、高い壁に直面していました。

上陸しての奪還作戦など武力行使が許されない中、被害者奪還交渉の裏付けとして、ほぼ唯一の手段は経済制裁による圧力でした。しかし、従来、我が国ではG7主導の有志国もしくは国連安全保障理事会で決定された経済制裁以外には行えないという、主体性のない戦後の日本外交を漫然と継承し、主権にかかわる問題に対する危機感が極めて浅薄な状況でした。

そもそも、拉致問題は我が国と北朝鮮間の問題であり、主権国家として主体性を持って取り組まなければならない問題です。与野党の多く

の議員に説明、説得を尽くし、また大きな協力を賜り、日本政府が単独で経済制裁を行使することが可能になったということは、戦後の日本外交における画期的な一里塚となったと自負しております。

拉致問題担当の国務大臣としての取り組みは、公に語れることは多くはありません。ご家族やご関係者からの信頼を得ながら、なお未だ多数の日本人拉致被害者の帰国を実現できていない現状に、国民を守るべき政治家として、誰よりも責任を感じております。

政府の役職として初めて拝命した国土交通副大臣の任に当たり、壁は極めて高いといわれた首都高地下化の実現に向けて、三宅久之氏、岩見隆夫氏らの協力を取り付け、「首都高速の再生に関する有識者会議」を立ち上げ、日本国のシンボルでもある「日本橋」復活に、実質的な目途をつけたことは大きな成果であったと誇りに思います。未来の東京において、青空を仰ぎながら日本橋を渡る老若男女の姿を思い浮かべ、我が国の復活、国民の精神的高揚の一助になればと心から願うばかりです。

また、それまで存在感が薄いとされてきた消費者担当大臣に就任した際には、消費者庁一丸となつて、目に見える成果を出すことを大きな目標としました。社会問題となったオンラインゲームのコンパガチャへの過剰な課金問題の解決のために、何より職員の方のご尽力により、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準の改正を実現することができました。

さらに、過度な国民負担の上昇について、常に国民生活に寄り添う立場での改善に取り組み、未曾有の大災害であった平成二十三年東日本大震災時の原発事故、それに伴う電気料金の値上げ問題にあたっては、結果として、料金の値上げ幅を、当初案から三〇%縮小しました。

電力会社、経済産業省との困難でお互い一步も引かぬ交渉の末、社会保険料負担割合の変更など、関係者には痛みの伴う改革を受け入れていただきました。

国家公安委員長の職を務めるにあたり、多くの警察職員の皆様に献身的にお支え頂いたことに感謝は尽きません。自動車運転免許証における準中型区分の新設は、人材不足に苦しむ流通業界の苦境を打破する大きな一手を打つことができました。また東日本大震災の被災地視察において、厳しい環境に派遣された警察官の皆様、献身的に職務に励む崇高な姿に心を打たれ、「東北は、そして日本は必ず復活できる」と確信したことを今でもよく覚えています。

在職二十五年を務めさせて頂いていただきましたが、日本の復活再生はまだ道半ばです。昭和二十年に一敗地に塗れたわが国ではありませんが、祖国のために命を捧げた多くのご英霊に思いをいたす時、愛する日本国のために、私に何ができるかを改めて沈思黙考する日々でもありません。これからの活動は政治家として集大成となることを肝に銘じ、主体性のある国家と自信と誇りに満ちた国民を取り戻し、日本の更なる飛躍のために身を粉にして取り組むことを、今ここに誓います。

大島 敦君の挨拶

二十五年もの長きにわたって衆議院議員として活動できたこと、そして、連続して当選できたことは、私の実力ではなく、応援して下さいいる方々の信用や信頼で、ご支援の輪が広がったからなのです。

平成十一年、通勤する電車の中で、「民主党が候補者募集を始めた」との記事を読んで、応募したことが選挙に挑戦するきっかけでした。当時、四十二歳、衆議院議員を目指すというよりも、「自分が何者かを試したい」という思いか

ら応募しました。候補者への選考過程で、地元市議会議員、町議会議員の方々全員が賛同してくださり、平成十二年一月二十九日に公認となりました。当選が見えない私を市議会議員、町議会議員の方々は、二月の寒い朝、駅でのレポート配布から始まり、全力でお支え頂きました。事務所にもずっと詰めて下さいました。そのお力と地元で暮らす皆さまのご賛同で初当選できたのでした。選挙の最終日、午後八時の選挙戦が終わろうとする時に、「地元で生まれ、地元で骨を埋める」と叫んでいました。その思いは今も変わりません。

当時、県連幹事長だった山根隆治先生からは、公認候補者になった際には、「ほんの少しでも応援してもらえたら、心の底からありがたいと思いなさい」、選挙直前には、「公党の公認は天命と思いなさい」と、お言葉をいただきました。公の仕事に臨む心構えは、そうした皆さまとの出会いから培われたのです。雇用対策を訴えましたので、最初の委員会は労働委員会に所属しました。国の「求職者支援制度」は、その時の公約なのです。山根先生は、その後、参議院議員に当選され、私は、先生の選対本部長を務めさせて頂いていただきました。

私の地元活動は、地元日本のすべてがあるという考えのもと、暮らす方々を体現し、政策課題を見つけ出し、国会で提言し、政府を動かす、解決することに尽きます。新型コロナウイルスが流行した期間は、暮らす皆さまの「生活の安定」と「事業の継続」を念頭に、一人ひとりに連絡するとともに、事業を営まれている方へも徹底的にサポートさせて頂いていただきました。国会議員として、誰よりも取り組んだ一人だと思います。

二十五年間、九回の選挙で、どのような時でもご支援くださった皆さまに、あらためて心より感謝申し上げます。私が国会に臨んで、目立つことなく信頼を積み重ねることができたこと

は、敦友会をはじめ後援会や団体の皆さま、陰ながらお支えくださった多くの方々の賜物なのです。

最後に、政治とは土着であり、我が郷土、我が国を愛する議員として、国会に臨んでまいります。

平井 卓也君の挨拶

このような栄誉ある表彰をいただき、心より感謝申し上げます。この場を借りて、私を支えてくださった方々に、深い感謝の意を表したいと思います。

まず、私を信頼し、選び続けてくださった有権者の皆様に、心から感謝申し上げます。皆様のご支援があつてこそ、私はこの責任ある職務を全うすることができました。皆様の日々のご意見やご要望を大切に受け止め、それを政策に反映させることが私の使命でした。皆様の声が私の原動力であり、励みでした。これからも皆様の期待に応えるべく、誠心誠意努力を続けてまいります。

次に、私の活動を日々支えてくれた家族やスタッフに、深い感謝の意を表します。長い間、私の公務に対する理解と協力を惜しまず、支えてくれました。特に、家族の存在は私にとって心の支えであり、どんな困難な状況でも前に進む勇気を与えてくれました。

また、同僚や官僚の皆様にも、心から感謝いたします。これまでの二十五年間、多くの挑戦と成果がありました。政策立案や法案作成、議員外交から地域振興に至るまで、様々な分野で活動させて頂いていただきました。その中でも特に私が注力してきたのは、「デジタル化推進に関する取り組みです。サイバーセキュリティ基本法を始め、デジタル関連の議員立法が誇れる成果です。また、「デジタル庁の創設という大きな仕事を成し遂げることができたのも、皆様の理

解と協力、そして熱意があつたからこそです。菅義偉総理のバックアップと官僚や同僚議員とのチームワークなしでは実現しませんでした。

日本は二〇〇〇年以降経済成長が停滞し、GDPもドイツに抜かれ四位となり、一人当たりのGDPは二十二位、労働生産性も三十位以下に低迷しています。これらの最大の原因は、デジタル化と構造改革が他国に比べ進まなかったことです。今年は昭和一〇〇年という節目の年です。昭和ノスタルジーから脱却し、新しい国家像を目指さなければなりません。社会課題を新しいテクノロジーやデジタルの力で乗り越え、活力ある誰一人取り残されないデジタル化社会の実現に向けて、これからも全力を尽くします。

最後に、これまでの道のりを支えてくださった全ての方々に、改めて感謝申し上げます。皆様の支えがあつてこそ、私はこの二十五年間、衆議院議員としての職務を全うすることができました。これからも皆様の期待に応えるべく、誠心誠意努力を続けてまいります。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

松本 剛明君の挨拶

この度、院議をもって永年在職議員表彰の栄誉を賜りましたこと、誠に身に余る光栄で、深甚なる感謝の意を表します。

平成十二年の第四十二回総選挙で、初当選させて頂いて以来、連続九期、二十五年にわたって衆議院議員を務めることができました。偏に兵庫十一区、姫路市の有権者をはじめとして、ご支援、ご協力くださった皆様のおかげです。加えて、多くの諸先輩方、同僚議員の皆様方からも温かくご指導いただきました。心から厚く御礼申し上げます。

またこれまで、政治政策面でも地元活動でも事務所運営でも助けてくれた妻をはじめ家族・

亡き両親、事務所スタッフに、日々大きな力をもらってきました。このような支えなくして今の自分はありません。誠にありがとうございます。

私の政治への志は、国政に参画していた父の求めで大臣秘書官を務めることとなったことから始まりました。時代は、我が国に人口構造の変化により経済社会の大きな転機がきており、世界も冷戦が終わって激動の時代を迎えており、そのことを直視すると、政治の使命はたいへん重大であると感じました。伊藤博文公は「我々の歴史は、今こころははじまる」との気概を持って明治の国創りを進めてこられました。国政に縁がある者として、一生をかけて全力で取り組むやりがいを感じ、国政への挑戦を決意しました。

この間、限りなく多くの出会いを頂戴しました。街頭でお会いした方々から、政治への課題と期待の声に、応援の力もいただきました。また、学びを重ねる中で、すばらしい方々と語り合う機会を得られました。ほんとうに出会いはありがたいです。歴史を学び、根幹を見据え、未来を洞察して、具体的に仕事したいこうと思いい、政党において、国の根幹である、経済・財政、外交・安全保障、未来のための子ども子育て・教育の分野をはじめ、広く政策形成・実現に携わってきました。衆議院においては、議院運営委員長、外務委員長も務めました。政府においては、外務大臣、総務大臣二回など、いろいろ役職を拝命いたしました。

然るべき職務にあつては、立場を超えた徹底的な議論を仲間求めた上で、責任は自らとる覚悟で、決めて実行するとの姿勢で臨みました。総務大臣在任中は、人々の、日本の、世界のために、AIのルール形成を我が国が主導すべきと考えてG7やOECDの国際的な枠組を活かし、広島AIプロセスを立ち上げて世界に

拡げることができました。他にも、重職にあつて、多くの力を賜り、幾つも明日への道を拓くことができました。在職中の出会いと学びを通して、日本の国がすばらしく、世界に認められていることを実感してきました。日本人が、誇りをもって強く豊かに幸せに明日へ進めるようさらに力を尽くす決意を新たにするとともに、これまで得られたものを次の世代に受け継いでいくように、前へ進んでまいります。重ねて、これまでご縁を賜った方々に心からの謝意を表します。誠にありがとうございます。

長妻 昭君の挨拶

本日、衆議院議員在職二十五年を迎え、永年在職表彰をいただきました。すべての皆さまに感謝申し上げます。

当選までは、山あり谷ありでした。足元が一気に崩れ落ちた。こんな気持ちでした。一九九六年、初の小選挙区制の下、民主党公認で挑戦したものの惨敗した後、目論みが起こり、私の公認が外されたのです。目の前が真っ暗になりました。その後、胃が痛むほどのつらい紆余曲折があり、選挙直前にお国替え、つまり選挙区を変更し、二〇〇〇年六月に初当選しました。以来、今日に至っています。

何よりも、応援いただいた支援者の皆さまに心より感謝申し上げます。しがらみを振り切つて応援をいただいた方、党が逆風のなか怒鳴られてもピラ配りを続けてくれた方、少ない年金の中から献金をしていただいた方。数えきれない涙が出るありがたいご支援は決して忘れません。落選中は収入がほぼゼロとなり、幼い息子三人を抱え、妻には大変つらい思いをさせてしまいました。また、無理難題をお願いしても応えてくれた秘書・事務所スタッフにも支えられま

した。議員や党スタッフにも大いに助けられました。昭和三十五年六月十四日、私は祖父、父とも警察官の家に生まれました。当時、父は国会の廊下に寝泊まりしながら、安保闘争の警備に当たっており、私が生まれた日も国会にいたそうです。

母は高田馬場の鮮魚店の娘で、ぜいたくを極度に嫌い、質素と謙虚こそが最も大切と教えてくれました。「お父さんは警察官なのだから、昭が少しでも悪いことをするとお父さんは警察に居られなくなるの」と子どもの時から厳しく言われました。

もともと政治家になるつもりはなく、大学卒業後、NECを経て日経ビジネス誌の記者となりました。「金利をゼロにしてミニバブルを作る。そうすれば不良債権はすぐに片付く。マスコミは騒ぐな」。バブル崩壊を取材するなかで、官僚はこう言い放ちました。がくぜんとなりました。この衝撃が政治家になるきっかけです。この失政こそが、その後の失われた三十年と続くのです。

さらに、取材をした衆議院議員の菅直人さんからの「ジバン、カンバン、カバンがないほうがいい政治家になる」という言葉も親が政治家ではない私の背中を押ししました。初当選直後は安全保障委員会に所属し、日本の守りを固めるための自衛隊法改正等に取り組みました。その後は、銀行の不良債権問題や政府の税金の無駄使い体質を追究。結果として天下一切禁止や道路・ダムなどの特別会計廃止を実現しました。

その後、年金保険料の無駄使いの温床であるグリーンピアを廃止。年金記録が消えた問題、「消えた年金」についても初めて実態を明らかに

して追及。毎年誕生日に年金記録と年金見込み額を全国民にお知らせする年金定期便を開始させました。

厚生労働大臣に就任してからは、消えた年金対策に徹底的に取り組み、今では一千六百万人の年金記録が回復、生涯年金額約二・九兆円を取り戻すことができました。同時に低年金の方への上乘せ年金制度「年金生活者支援給付金」を創設しました。

さらに日本初の中学生までの「子ども手当」も創設、相対的貧困率を初めて公表させ子ども貧困の実態を明らかにしました。また、求職者支援制度の創設、医療レセプトの患者への交付を初めてスタートさせるなど、厚生労働大臣として懸命に取り組みました。

戦後処理については、長年の懸案だったシベリア抑留者への補償法案を成立させ、国の責任を認めたとうえで、六万人以上の元抑留者の皆様に特別給付金をお支払いしました。

これまで特に、国家の礎である二つの保障、「社会保障」と「安全保障」に取り組んできたつもりです。

議会では、衆議院厚生労働委員長を務め、国会提出した議員立法は六十二本。本会議や委員会での質問は三百回を越え、厚生労働大臣として答弁した本会議や委員会は約百二十にのぼりました。予算、厚生労働、国土交通、平和安全法制特の各衆議院委員会それぞれ筆頭理事を務めました。

党務では最近のものだけでも、立憲民主党代表代行、政調会長、選対委員長など務め、全力を尽くしました。多くのスタッフに恵まれ感謝しかありません。生かされているこの命。誰でも初めは、自分の持ち味を活かしたい、人の役に立ちたいと思うのではないのでしょうか。しかし、多くの壁に阻まれ、そのやる気が失せてしまう。こんな社会は発展しません。

政治の力で壁をできるだけ取り払って、どんな環境にあっても一人一人の持ち味が活きる社会を作りたい。私が目指す社会は、すべての人に「居場所」と「出番」のある社会です。国のために一人一人がいるのではなく、一人一人のために国はあるのです。

人権、格差、多様性を軽んじる政治を反転させれば日本はもっと良くなります。これからも、これまで同様、できる限りの力を尽くし精進してまいります。

本日に、ありがとうございます。

金子 恭之君の挨拶

この度、院議をもつて永年在職議員の表彰を賜りました。身に余る光栄であり、心より御礼申し上げます。

私は、熊本県の人口二十千人の旧・深田村(現・あさぎり町)で生まれ育ちました。政治家を志して以来、「地域の繁栄なくして、国の繁栄なし」という信条のもと、徹底した現場主義を貫いて参りました。地域の皆様の生の声、本音の声を国政に届け、課題解決につなげる事が私の最大の使命であるという思いは、平成十二年の初当選から今日に至るまで変わりません。

四半世紀にわたる議員生活で多くの課題に取り組んで参りましたが、まず思い起こされるのは災害対策です。我が国は自然災害と常に隣り合わせで、地元熊本でも熊本地震、令和二年七月豪雨災害など多くの災害に見舞われて参りました。被災地の復旧・復興と被災者支援に全力で取り組んで参りましたが、令和二年九月に就任した災害対策特別委員長として与野党委員の皆様を審議を経て、支援金の支給対象世帯を拡大する「被災者生活再建支援法」を全会一致で改正する事が出来ました。豪雨災害で多くの方々が困難な生活を強いられました。改正が被災者の方々の生活再建の一助となった事で、政治

の果たすべき役割を改めて実感いたしました。

また、私はハンセン病問題の解決にも長年尽力しており、現在は超党派のハンセン病対策議員懇談会の会長を務めております。特に忘れ難いのは、平成二十年、同懇談会の事務局長として、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の制定に取り組んだ事です。法律で基本理念を定め、国の責務を明確にする事で、その後の諸施策の実施につなげることが出来ました。これからも、元患者の方々やその御家族の声を傾け、ハンセン病問題の最終的な解決に向け努力を重ねていく所存です。

政府においては農林水産大臣政務官、国土交通副大臣を務め、令和三年から四年にかけては、岸田内閣において総務大臣を拝命いたしました。大変な重責でありましたが、地方、そして被災地の出身である私になすべき事は何かを常に自問し、一日一日、懸命に職務に励んで参りました。与野党を超えた多くの先生方からの御指導、御示唆もいただきながら、「地域の繁栄なくして、国の繁栄なし」中央と地方の格差を解消し、まだ道半ばではありますが地方創生の実現に取り組むなど、職責を全うする事が出来ました。

今日の私があるのも、多くの人々に支え、育てていただいたからにほかなりません。愛する郷土・熊本の皆様、同僚議員の皆様、役所や党の職員の皆様、事務所スタッフの皆さんに心より感謝申し上げます。そして、どんな時も苦業を共にしてくれた妻・由紀子と子どもたち、家族、親族にもこの場を借りて感謝の気持ちを伝えたいと思います。

結びに、これからも、地域と国の繁栄を礎に、誰もが安心して暮らせる社会の構築と次世代への継承に全身全霊で取り組む事をお誓い申し上げます。私の御礼の言葉といたします。

塩川 鉄也君の挨拶

このたび、在職二十五年の表彰をいただいたことに、謝意を申し述べます。二〇〇〇年以來、日本共産党を応援いただいた全国、そして群馬・栃木・茨城・埼玉の北関東の皆さんに厚くお礼申し上げます。また、いつも励ましの言葉をかけてくれた妻と家族にも感謝します。

私の政治活動の原点は、日本と世界から戦争と貧困をなくすことであり、日本共産党と出会ったことが転機となりました。学生時代、米軍が日本に核兵器を持ち込もうとしたことが大問題となったとき、強い憤りを覚えました。なぜ被爆国の日本に核兵器が持ち込まれようとしているのか知りたと思うとともに、自分ひとり声を上げても政治は変わらないという気持ちもありました。その時に、安保条約の下で米国の言いなりの仕組みがつけられていることが大本にあり、対等平等の日米関係を實現する展望を示してくれたのが日本共産党の先輩でした。そして、みんなと一緒に政治を変えようと、一歩足を踏み出す勇気を与えてくれました。

今や国際社会では、核兵器禁止条約が實現し、日本被爆者団体協議会がノーベル平和賞を受賞したように、被爆者を先頭に日本と世界の世論と運動が大きな力を発揮しています。「核抑止」の呪縛を解き放ち、「核兵器のない世界」の實現のために力を尽くすものです。

この間国会では、カネで動く政治を終わらせようと、企業・団体献金禁止の取り組みに全力を挙げてきました。政府が、物価高騰対策として最も効果のある消費税減税に踏み出そうとしないのは、財界・大企業が消費税増税、社会保障抑制、法人税減税を要求し、そのために多額の企業・団体献金を政権党に行ってきたからです。

以前は企業・団体献金禁止と言えば、日本共産党だけの訴えだったものが、今では他の野党

からも禁止法案が提出されるようになり、大きな変化が生まれています。国民生活を守り、支えるためにも、賄賂であり国民の参政権を侵害する企業・団体献金の禁止をぜひとも實現したいと決意しています。

長らく国会の運営全般に関わる議院運営委員会の一員として活動してきました。憲法に基づく国民主権の議会制民主主義において、政府行政を監視監督する国会の責務は重大です。平和・くらし・人権のあらゆる分野で、憲法が生きた政治の實現のために全力を尽くすことを申し述べ、謝辞といたします。ありがとうございます。

山井 和則君の挨拶

この度、衆議院議員在職二十五年の表彰を賜りました。私が衆議院議員に初当選させて頂いたのは二〇〇〇年六月二十五日です。

何よりも、九期二十五年間、落選中も含め三十年間、ご指導頂き、支えて頂いた、京都六区、京都南部の地元の方々を中心に心より御礼申し上げます。特に、私の活動を支えて下さっている支持者、ボランティアやスタッフの方々の並々ならぬご尽力と、私を応援して頂き、ご指導頂いている方々に、重ねて、厚く御礼申し上げます。

私の座右の銘は、「社会のどうきんになれ！社会のどうきんになって、社会をきれいになさい！」という仏教精神の洛南高校で、三浦俊良学校長や担任の虎頭祐正先生から頂いた言葉です。この言葉を肝に銘じ、「福祉の山井」として、福祉を中心に国会で取り組んできました。私が政治を志した原点は、学生時代に児童福祉施設で六年間、ボランティアをし、また、私の祖母が長年の寝たきりの末に亡くなったことです。貧困や虐待に苦しむ子どもたち、また、寝たきりや認知症の高齢者、その介護者やご

族の方々の「声なき声」を、誰かが国会に届けな
いと、世の中は良くならない!と、政治を志し
ました。

民主党政権の時には、二〇〇九年、二〇一〇
年、長妻昭厚生労働大臣のもと、厚生労働大臣
政務官を務めさせて頂き、児童手当の中学三年
までの延長や、「消えた年金」の被害者救済、障
害者自立支援法の廃止と障害者総合支援法の成
立などを実現できたことは、大きな思い出で
す。

また、議員立法による福祉の充実などに力を
入れ、二十五周年に四百九十四回の国会質問な
どをすると共に、百四十五本の議員立法を作成
して国会に提出し、介護職員・障がい福祉職員
処遇改善法、子ども貧困対策法や過労死防止法
などを成立させることができました。昨年は、
児童手当の高校三年までの延長を実現させ、今
年は、がん患者の方々などの高額療養費引上げ
の凍結を実現することができました。

特に、被害者やご遺族、ご病氣の方々、障が
いのある方々、介護を必要とする方々など、当
事者や弱い立場の「声なき声」を、国会で代弁
し、与野党協力し、法案を成立させたり、予算
を獲得することに力を入れてきました。これら
の実現は、私の力だけでは到底無理であり、超
党派の素晴らしい同志の議員、党職員、法制局
や調査局を始めとする衆議院事務局のスタッフ
の方々、各府省の官僚の方々のおかげです。

さらに、地元については、「お茶振興法」の成
立や、宇治茶や京野菜の振興、新名神高速道路
の推進など、京都南部の活性化に取り組んでき
ました。

これからも、「福祉の山井」として、弱い立場
の方々や京都南部の住民の代弁者、僕(しもべ)
として、全力で働かせて頂きます。
以上、心からの御礼と決意とさせて頂きま
す。

令和七年三月二十五日 衆議院会議録第十一号

松野 博一君の挨拶

この度、院議をもって永年在職議員の表彰を
受けましたことは、誠に光栄の至りであり、お
世話になったすべての皆様に深甚なる謝意を申
上げます。

私の政治活動は、平成七年自由民主党千葉県
支部連合会が実施した候補者公募制度に応募
し、始まりました。ゼロからの挑戦でありまし
たが、多くの皆様に支えられ当時千葉市若葉
区、緑区、市原市の千葉県第三区にて政治活動
を開始しました。街頭演説のためJR五井駅に
初めて立った日の緊張感を今も忘れることはあ
りません。

一年半後の平成八年に実施された第四十一回
衆議院総選挙に初挑戦をいたしましたでしたが私の力
不足で敗退、浪人生活にはいりました。その間
も変わらずぬご支援をいただき、平成十二年の第
四十二回衆議院総選挙にて初当選、議会活動を
スタートしました。

教育分野と労働雇用分野を政策の二つの柱と
し、教育分野においては、文部科学大臣在任時
に「どんな家庭環境に生まれ育っても本人の意
欲があれば学習の機会を与えられなければならない」という信念のもと、日本で初めての返還
の必要がない給付型奨学金制度を実現すること
ができました。労働雇用分野においては「働き
方を考えることは生き方を考えること」を掲
げ、自民党の雇用問題調査会長として政策提言
を続けました。

加えて東日本大震災発災時、私は野党として
国政に携わってりましたが、被災地の復興を
最大の政治課題の一つとして今も取り組んでお
ります。
当選七期目、岸田内閣において内閣官房長官
に就任いたしました。官房長官として内閣の総
合調整を進めると共に沖縄基地負担軽減担当大
臣、拉致問題担当大臣、ワクチン接種担当大臣

永年在職議員の表彰の件

を兼職し、アイヌ問題、国民保護計画にも取り
組みました。

本日、当選九回在職二十五年を迎えるにあた
り、改めて日本国民の生命・財産を守り、国際
平和のため、そして郷土千葉県の発展のために
全力を尽くす決意であります。

最後に、長年にわたり私の活動を支えてきた
家族、事務所職員の方々に感謝をするとも
に、何よりも永年にわたる地元後援者の皆様
の指導、ご支援に御礼を申し上げ、永年勤続表
彰にあたりご挨拶とさせていただきます。

細野 豪志君の挨拶

この度、院議をもって永年勤続議員表彰を賜
りました。厚く御礼申し上げます。

私の政治家としての原点は、学生時代の阪神
淡路大震災のボランティア経験です。社会人に
なる前の二カ月、被災地である神戸で、厳しい
環境にありながら秩序を失わない被災者の
方々、懸命に使命を果たす自衛官や行政官の
方々、共に汗を流すボランティアとの出会いを
通じて、国民のために働く政治家になることを
決意しました。

五年間の三和総研の연구원を経て、政権交代
可能な保守二大政党という理念に共鳴して、設
立直後の民主党の門を叩きました。二〇〇〇年
当時、政治経験はゼロ、選挙の条件と言われた
「地盤・看板・カバン」も皆無な中で挑戦は無
謀と言われましたが、幸運に恵まれて二十八歳
で初当選しました。伊豆半島の皆さんによって
私は政治家として生み出されました。区割りの
変更後、浮き沈みの激しい政治活動を続けてき
た私を静岡五区から一貫して国政に送り続けて
くださった地元皆さんに、厚く御礼申し上げ
ます。

二〇一一年、総理補佐官として東日本大震災
に向き合うことになりました。菅直人総理の指

名を受け、政府の責任者として原発事故対応に
当たりました。原発作業員や自衛官の命がけの
作業がなければ、あの国家的危機は乗り越える
ことができませんでした。その後、原発事故担
当相と環境相を兼務し、被災地のがれき処理や
除染に取り組みました。除染土の再生利用など
残された課題については、福島復興のために
やり遂げなければなりません。

民主党で閣僚や役員を経験しながら、安全保
障政策の違いから希望の党、無所属を経て自民
党に入党を認めていただきました。このことで
与野党を問わず多くの同僚議員の皆様にも多大な
ご迷惑をお掛けいたしました。ここに深くお
詫び申し上げます。

私自身は、初当選から

- ① 安全保障は現実主義
- ② 内政は弱い立場の人のために
- ③ 地元の代表として「ことを為す」

この三つの政治理念を大切にしてきました。
②の中で、特に子供の貧困、教育格差、児童
虐待などは与野党を超えて取り組むべき課題で
す。子供たちがどのような環境で育ったとして
もチャンスをつかむことができる、すなわち
「ジャパニーズドリーム」を実現できる日本社会
をつくるために、残された政治家人生で全力を
尽くす決意です。

最後に、二十五年間支えてくれた妻と家族、
事務所スタッフに感謝し、謝辞といたします。

小淵 優子君の挨拶

本日院議をもって永年在職議員の表彰を賜
り、額賀議長はじめ皆様に心より感謝申し上げ
ます。

私が初めて議席を頂きましたのは、二〇〇〇
年六月の第四十二回総選挙であります。同年四
月、首相を務めていた先代の父、小淵恵三が病
に倒れ緊急入院。留学先からリユック一つで帰

令和七年三月二十五日 衆議院会議録第十一号

永年在職議員の表彰の件 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件等九件

国した私を待っていたのは、意識が戻らない父と、選挙を間近に控えての後継問題でした。

あの日から私の人生が一変しました。

五月十四日、父は帰らぬ人となり、その後は葬儀と選挙の目まぐるしい日々を越え、六月二十五日、弱冠二十六歳で初当選を果たしたその日は、奇しくも父の六十三回目の誕生日でした。

あれから二十五年。ただただ目の前のことに全力を尽くし、いただいたお役を誠意を持って務めていく、その繰り返しでした。振り返ってこのような榮譽を前に、私に何が成せたかと力不足を恥じるばかりです。

今の私があるのは、偏にふるさと群馬の皆様への献身的なご支援と、多くの方々のご指導のおかげです。雨の日も風の日も変わらず応援してくださった地元後援会はじめ、先輩各位、同志の皆様、そして事務所スタッフに改めて心から感謝申し上げます。

私自身、柱として取り組んできたのは、財政政策、アジア外交と人間の安全保障、そして沖縄振興です。かつて私が所属した政策集団は、たとえそれが耳の痛いことであっても、票にながらなくとも、将来の日本の責任と矜持を持つて決断を下してきた先人達がいまいました。その背中から多くのことを学ばせていただく中、私に課せられた使命は、持続可能で平和な日本を次の世代に引き継いでいくことだと考えています。

政治活動と子育て、家庭の両立という綱渡りの日々も忘れられない事の一つです。当時は女性議員の出産は稀で、前例もない中、まさに手探りの連続でした。突然の深夜国会に、寝ている赤ん坊を抱きかかえながら駆けつけたこと、臨月になっての解散総選挙も今となっては良い思い出です。女性議員として、多くの先輩方に助けていただいたように、少しでも後輩たちに

道を作っているようにこれからも努めて参ります。

苦業を共にしてきた同期の故竹下巨先生、本来であれば先生と共にこの日を迎えたかったです。今あなたのお姿がここにはないことが残念でなりません。

結びに、歳をとりましたが今なお変わらず娘を心配してくれている母と、政治家、妻、母である私を受け入れ、支えてくれていた夫と子どもたちに心から感謝し、御礼のご挨拶と致します。ありがとうございます。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

公益認定等委員会委員任命につき同意を求めるの件

公正取引委員会委員長任命につき同意を求めるの件

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

公認会計士・監査審査会会長及び同委員任命につき同意を求めるの件

行政不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

議長(額賀福志郎君) お諮りいたします。

内閣から、
会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

公益認定等委員会委員任命につき同意を求めるの件

公正取引委員会委員長任命につき同意を求めるの件

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

行政不服審査会委員任命につき同意を求めるの件等九件

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件

内閣からの申出中、

まず、

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

公認会計士・監査審査会委員に井野貴章君を、

情報公開・個人情報保護審査会委員に稲山文男君を

任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

公益認定等委員会委員に生野考司君、黒田かをり君、湯浅信好君、原田大樹君及び北村聡子君を、

公認会計士・監査審査会会長に青木雅明君を、

同委員に蟹江章君、上田亮子君、古布薫君、玉井裕子君、川村義則君及び塩谷公朗君を、

行政不服審査会委員に八木一洋君、田澤奈津子君、羽田淳一君、福本美苗君、中原茂樹君及び野口貴公美君を、

情報公開・個人情報保護審査会委員に中里智美君、武藤京子君、芳仲美恵子君、寺田麻佑君、中村真由美君及び久未弥生君を、

中央更生保護審査会委員に辻恵介君を任命することについて、申出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

に堀江正之君を、

国家公安委員会委員に相星孝一君を、

公認会計士・監査審査会委員に千葉通子君を、

情報公開・個人情報保護審査会委員に木村琢磨君及び佐藤郁美君を、

公害健康被害補償不服審査会委員に八木貴美子君を

任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

公益認定等委員会委員に清水新一郎君及び石津寿恵君を、

公害健康被害補償不服審査会委員に山田広樹君を

任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

公正取引委員会委員長任命につき同意を求めるの件

に茶谷栄治君を任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に
関する法律の一部を改正する法律案(内閣
提出)の趣旨説明

○議長(額賀福志郎君) この際、内閣提出、情報
処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法
律の一部を改正する法律案について、趣旨の説明
を求めます。経済産業大臣武藤容治君。

(国務大臣武藤容治君登壇)

○国務大臣(武藤容治君) たいま議題となりま
した情報処理の促進に関する法律及び特別会計に
関する法律の一部を改正する法律案につきまし
て、その趣旨を御説明申し上げます。

生成AIは、我が国の産業が革新的な製品、
サービスを創出し、経済成長を実現するととも
に、人口減少による構造的な人手不足等の社会課
題を解決するために不可欠な技術であります。ま
た、生成AIの利活用の急速な拡大に伴う計算需
要の大幅な増加に対応し、生成AIの社会実装に
関する他国への依存を低減するためには、国内に
おいて、半導体、データセンター等のハードウエ
アと生成AI等のソフトウェアが相互に連携する
上、高度化していくエコシステムを構築すること
もに、生成AI等のデジタル技術の利活用促進を
牽引するデジタル人材の育成を進めることが急務
であります。

加えて、半導体産業は、世界需要がこの十年で
大きく増大する成長産業であり、経済効果も極め
て大きく、既に投資、雇用、賃上げを通じた地域
経済の大きな牽引役となっております。

諸外国においては、半導体、AI産業を基幹産
業とすべく、必要な財源を確保しながら大胆な支
援策を展開しているところ、我が国においても半
導体、AI分野の大規模な官民投資を誘発するこ
とで、その成長需要を取り込むとともに、各産業
の国際競争力の強化につなげていくことが必要で
す。こうした状況を踏まえ、情報処理の高度化を
推進するための環境整備を図るため、本法律案を

提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。
まず、情報処理の促進に関する法律の一部改正
です。

第一に、指定高速情報処理用半導体の生産を安
定的に行うために必要な取組について、その実施
に必要な資金の出資や施設設備の現物出資、必要
な資金の借入れに関する債務の保証等の支援措置
を講じます。また、これらの支援措置の対象とな
る者は、公募により選定し、これらの支援措置に
関する業務は、独立行政法人情報処理推進機構が
行います。

第二に、独立行政法人情報処理推進機構の業務
に、情報処理サービス業を営む会社が大量の情報
につき高速での処理を行うことができる性能を
有する設備の導入を行うために必要な資金に関す
る債務を保証することを追加します。

第三に、独立行政法人情報処理推進機構の業務
に、情報処理に関する業務を行うために必要な専
門の知識及び技能を有する者を養成し、及びその
資質の向上を図ることを追加します。

第四に、政府は、令和七年度から令和十二年度
まで、先端的な半導体の安定的な生産の確保等の
施策に関する措置に必要な財源について、エネル
ギー対策特別会計の負担において、公債を発行す
ることができるものとし、その償還等に必要な財
源に充てるため、財政投融资特別会計の投資勘定
から、エネルギー対策特別会計において今般創設
する勘定へ繰り入れることができるものとしま
す。

次に、特別会計に関する法律の一部改正です。

第一に、エネルギー対策特別会計に、先端半導
体・人工知能関連技術対策を追加し、先端半導
体・人工知能関連技術勘定を創設した上で、独立
行政法人情報処理推進機構に対する出資金等の歳
入歳出項目を規定します。

第二に、今般追加する対策に必要な財源に充て

るため、エネルギー需給勘定及び一般会計から今
般創設する勘定へ繰り入れることができるものと
します。

以上が、本法律案の趣旨であります。(拍手)

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に
関する法律の一部を改正する法律案(内閣
提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(額賀福志郎君) たいまの趣旨の説明に
対して質疑の通告があります。順次これを許しま
す。池田真紀君。

(池田真紀君登壇)

○池田真紀君 立憲民主党の池田真紀です。

たいま議題となりました情報処理の促進に関
する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正
する法律案につきまして、会派を代表して質問い
たします。(拍手)
冒頭、一言申し上げます。

多くの国民の皆さんが、総理が当選一週生に十
万円分の商品券を配付したことは問題だと、これ
までの総理の説明には納得できないと言っていま
す。しかも、歴代の総理などにも同様の手土産の
事例があると自民党内から証言が出ているのは異
常ではないですか。この実態を重く受け止め、石
破総理は党総裁としてきちんと党に再調査を指示
し、改めて自ら説明責任を果たすことを強く求め
て、質問に入ります。

世界各国では、産業政策や経済安全保障の観点
から、自国内での半導体の製造基盤を確保するた
めの支援策が講じられています。日本国内でも、
安定的な半導体の開発、量産による社会経済の発
展に向けて、予見性を高めつつ大規模な官民投資
を誘発し、そのための必要な財源を国として確保
し支援を行っていくこと、それが本法案の狙いだ
と思っています。

私は、今回の半導体分野の国家プロジェクトが

日本の産業政策にとって必要であるということ
を踏まえながらも、解決していくべき論点を含め、
以下、質問してまいります。

日本の半導体産業は、一九八八年には世界シェ
アの実に五〇・三％も占め、世界を席巻していま
した。しかし、その後の著しい凋落の末、二〇二
四年のシェアは七・四％程度にも落ち込んでいま
す。二〇二一年に政府がまとめた半導体戦略によ
れば、日の丸半導体の凋落の主な要因として、日
米貿易摩擦によるメモリ敗戦、設計と製造の水
平分離の失敗、デジタル産業化の遅れ、日の丸自
前主義、国内企業の投資縮小と韓国、台湾、中国
の国家的事業育成の五点を指摘しました。

過去の半導体政策の反省を踏まえ、今後の半導
体政策についてどう臨もうとしているのしょう
か。武藤大臣にお聞きいたします。

本年二月七日の予算委員会において、我が党の
本庄知史委員が、エルピーダメモリ経営破綻に関
し、国の支援がなく孤軍奮闘していたと指摘した
中で、武藤大臣は、政府として適切な投資をして
こなかったという反省があるという趣旨の答弁を
されました。当時のような無責任な対応を繰り返
すことは許されたいと思います。武藤大臣が予算
委員会です述べた適切な投資とは、今後どのように
具体的な形で行うのか、所見を求めます。

二〇三三年度までに、少なくとも米国では十四
兆円、中国では十七兆円もの規模で財政、税制支
援等を進めてきたとされています。日本はその半
分程度の規模の支援と承知しています。こうした
中で、昨年十一月二十二日に閣議決定したAI・
半導体産業基盤強化プログラムでは、二〇三〇年度
までの七年間で十兆円以上の支援を行うこととし
ました。

ところで、その十兆円は、補助、委託等で六兆
円程度、出資、債務保証等の金融支援で四兆円以
上としています。そもそも、国民の生活及び経済
安全保障として、民間ではリスクが大き過ぎてで

きない政策だからこそ国家プロジェクトであるのであり、補助のみならず、国が大型出資者となれば国の責任が明確になると考えますが、政府の考えを経産大臣に伺います。

補助、委託等の六兆円程度のうち二・二兆円は、財政投融資特別会計の投資勘定からエネルギー対策特別会計に繰入れることになっていますが、財投特会は投資による出資と回収が本来の趣旨、目的と考えますが、なぜ繰入れして補助に使えるようにするのでしょうか。経産大臣に伺います。

エネルギー対策特別会計の負担において公債を発行できるとしていますが、なぜ財投特会投資勘定から繰り入れるのでしょうか。また、この公債はAI、半導体施策に限定されるのでしょうか。伺います。

次に、一・六兆円は既存の基金から活用するとしていますが、我が党は、経産省所管の基金に限らず全ての基金について三年ルールに当てはめて、七・八兆円の無駄な積み上げ額を見つけて予算修正の財源としました。余った予算を使うことは妥当と考えますが、経産省は、所管する既存基金から国庫返納金を新たな勘定に繰り入れて、AI・半導体産業基盤強化フレームのスキームに充てようとしています。経産省所管の既存基金に限定するような仕組みにしているのはなぜでしょうか。

また、二・二兆円については、既存の基金見直しのほかに、GX経済移行債を活用することとしています。デジタル産業の代表格である半導体事業に関し、脱炭素を目的とした財源を活用する理由をお示しください。

基盤強化フレームの複雑さにより、資金の流れが不透明になるおそれはないのでしょうか。国策とはいえ、国民の皆様の税金がその原資となることを思えば、国の支出はより透明性が求められることになり。本事業のモニタリングは、経済

産業界自身が行うことはもちろんですが、国民や国会に対しても十分な説明が必要です。どのような事業の透明性を確保するのか、大臣に伺います。

次に、法案による金融支援、税制措置の対象となる二ノノ半導体などの情報処理の高度化になるための特に必要な指定高速情報処理用半導体の指定と事業者公募についてお聞きします。

法案では、経済産業大臣が、半導体を指定し、公募の指針を定めて事業者を選定するとしています。5G促進法でも似たような要件でロジック半導体やメモリー半導体が支援対象となつていますが、これとはどのように区別するのでしょうか。また、重複するようなことはあるのでしょうか。また、公募で選定される事業者は複数になるのでしょうか。さらに、選定する段階や選定後の実施計画の評価などについて、国が事業者の出資者である場合、選定、評価を国以外の第三者の立場にある者が客観的にやらなければならないと考えますが、どのようにやるのでしょうか。大臣にお聞きします。

本法案では、独立行政法人情報処理推進機構、IPAの業務として、デジタル人材の養成や資質向上に係る規定を追加していますが、具体的に、IPAはどのような役割を果たしていく機関となるのでしょうか。また、IPAや企業による育成はもろろんのこと、大学、高専、高校の役割も重要です。長期にわたる半導体人材の育成、資質向上に向け、どのような政策を進めるのか、大臣の所見を伺います。

現在、二〇二三年から政府が主導してきた次世代半導体製造工場が建設中の北海道千歳市では、交通渋滞を避けるためにパークライド方式で、建設ラッシュ時においては多いときでは一日三千人以上、量産体制後はおよそ二千人のオペレーターやエンジニアが通勤する予定です。熊本県菊陽町では、TSMCの事例を見ても、交通渋滞は大き

な課題にもなっています。

政府は、現在のところ、国家プロジェクト産業拠点整備等に必要となる関連インフラ整備への支援のため、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金を創設し、地域を選定しています。具体的なこれらの進捗状況をチェックすると同時に、その交付金の使途の範囲を、駅の建設、教育環境、医療環境の整備等にも活用できるようにするという考えはありませんか。大臣の所見を伺います。

工場隣接地に駅の設置を望む声も出ていますが、政府は把握されていますか。駅の設置等は鉄道会社や自治体等で検討すべきことですが、インフラ整備推進交付金の対象にならないとしたら、国はどのように解決を図っていくべきものと考えますか。国交大臣に伺います。

同時に、半導体は、前工程、後工程など関連事業が多数あり、関連産業の集積が重要ですが、政府はどのような施策をもって集積を進めるか、所見を伺います。

半導体製造拠点の地域住民の不安の声にも向き合っていく必要があります。

一般論として、半導体製造などに代表される、大量の水と化学物質を使う工場において、その排水処理が適正に行われているかどうか、住民生活にも関わることです。

現在建設中のラピダス社における次世代半導体の製造後の排水において、千歳川に排水される水にはPFASはどの程度が含まれることになりましか。科学的な知見に基づいたとき、その水準に對してどの程度の量が想定されますか。そして、地域住民の不安を取り除くためにどのような対応を行うのですか。経済産業大臣と環境大臣に伺います。

世界はPFASを使わない方向です。日本でもPFASを使わない半導体材料の研究が進められていることも伝えられています。ラピダス社が最先端の技術とともにグリーンな環境を経営方針と

するならば、日本でも大きなビジョンを持って、大切な水、安心な水と半導体テクノロジーを共に深化させる、何かを犠牲にすることから卒業し、北海道、日本がその第一歩になる、こうした新たな技術の活用も重要だと考えますが、所見を伺います。

本事業は、国家プロジェクトだと、ただ旗を振れば成功するということではありません。多額の財政支出と長期にわたるプロジェクトの推進には、国民からの政権に対する信用と、総理大臣のリーダーシップが何よりも求められます。

高額療養費の自己負担上げをめぐる問題でも、総理の決断が遅れ、議会を大きく混乱させました。秋までということだけを決め、いまだに検討の方法も示されておらず、当事者の不安はもとより、国民の不信感も募るばかりです。

本件の最大のリスクは、こういう石破政権の信頼とリーダーシップが失われていることではないでしょうか。そのことを申し添えて、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣武藤容治君登壇)

○国務大臣(武藤容治君) 池田真紀議員の御質問にお答えをします。

過去の半導体政策の反省及び今後の適切な投資の方針についてお尋ねがありました。

過去の政府支援については、例えば、国内企業の再編や日の丸自前主義の技術開発に注力する傾向にあり、技術開発や販路開拓の面での海外との連携やグローバルな技術動向への対応が不十分であったこと、機動的かつ適切な投資支援策を講ずることができなかったことなどの反省点があると認識しております。

現在の半導体政策は、こうした過去の反省を踏まえた上で、例えば、ラピダスプロジェクトにおいて、米国のIBMやエネルギーのimcといった海外トップクラスの機関との密接な連携を進め

るとともに、顧客開拓にもつながる設計開発支援を行っていただきます。また、機動的に適切な規模の支援を実施できるよう、本法案により、AI、半導体分野へ七年間で十兆円以上の公的支援を行う財源フレームを措置いたします。これらを通じて、適切な投資支援を講じてまいります。

次に、国家プロジェクトにおいて、補助のみならず、国が大型出資者となれば国の責任が明確になるとの考えについてお尋ねいただきました。

補助や出資といった政策手段が異なる場合であっても、政府が支援を行った主体として責任を負っていることに変わりはありません。

その上で、AI・半導体産業基盤強化フレームでは、支援対象となるプロジェクトによって、研究開発や設備投資といった事業フェーズ等が異なることが想定されています。適切な政策手段は個々のプロジェクトの事業フェーズに応じて変わり得るため、一概に国の出資が適切であるとは考えていません。

個々のプロジェクトの事業フェーズ等を丁寧に見極めた上で、国による出資を含めて、適切な政策手段を講じてまいります。

財投特会投資勘定から繰り入れる理由と公債の使途についてお尋ねがありました。

財投特会投資勘定からの出資は、収益性の見込める事業を対象としています。今回の法案では、補助や委託等を通じて、次世代半導体の生産を行う産業の育成等を支援し、将来の投資勘定からの出資や収益確保につなげていくことを目的としています。そのため、補助や委託等の実績が豊富なエネルギー対策特別会計に新たな勘定を設け、財投特会投資勘定から資金を繰り入れることとしました。

また、新たに発行する公債の使途は、半導体、AI施策に限定します。

次に、既存基金からの国庫納付金の活用について、経産省所管の既存基金に限定する理由について、

令和七年三月二十五日 衆議院会議録第十一号

てお尋ねがありました。AI、半導体分野への支援は、中小企業を含めた我が国の各産業の競争力強化や、それに向けた経済基盤の維持につながるものです。

既存基金からの国庫納付金の活用については、AI、半導体分野への支援と同じ目的で措置された基金を活用することが適当です。

そのため、産業競争力の強化やそれに向けた経済基盤の維持を目的に予算措置を行ってきた経産省所管の既存基金に限定することとしました。

GX経済移行債を活用する理由についてもお尋ねがありました。

GX経済移行債を活用した先行投資支援は、基本原則として、民間のみでは投資判断が真に困難で、産業競争力強化、経済成長及び排出削減のいずれの実現にも貢献する分野を対象としています。

今後、AI、半導体の活用を通じ、DXの加速がGXの効果最大化すると想定をされます。また、今後増大するデータセンターの電力需要への対応には半導体の高度化が不可欠です。このよう

な点が基本原則に一致すると考えられることから、GX経済移行債を活用することとしました。

これまでも、パワー半導体や関連部材の設備投資、AI半導体の設計等への支援に関する予算措置では、基本原則に合致するものとしてGX経済移行債を活用しており、これらとも整合的と考え

ています。

AI・半導体産業基盤強化フレームの支援事業の透明性確保についてお尋ねがありました。

AI、半導体関連予算については、財政当局の査定や国会の審議を経て、必要な予算措置を講じた上で、外部有識者の審査を経て採択決定を行います。

また、事業のモニタリングについては、行政事業レビューなどに加えて、大規模な支援事業は、

第三者の評価の下で、事業計画の策定と併せてマイルストーンを設定し、その達成状況を確認しつつ、事業計画の見直し等を判断する枠組みを構築し、支援を講じてまいります。

こうしたモニタリングの結果については、事業者の営業上の機密事項にも配慮しつつ、可能な限り公表することで透明性を確保してまいります。

5G促進法の支援対象との区別、重複についてお尋ねがありました。

本法案で公募対象となる半導体については、極めて大量の情報を極めて高速度で処理することを可能とする半導体であること等の要件に該当するものを指定するため、5G促進法の対象と比較して、対象範囲をより先端的なものに絞ることを想定してまいります。

また、本法案における金融支援については、民間からの資金調達を促す観点から、出資による財務基盤の強化等が有効であると判断し、措置するものです。

一方、5G促進法等による補助金支援は事業コストを低減するために有効な措置であるところ、支援の目的や内容は異なるもので重複しておりません。

いずれにしても、必要な予算については、毎年度、予算案を国会に提出し、御審議いただくことになり。

公募により選定される事業者の数、選定、評価の方法についてお尋ねがありました。

次世代半導体の量産に向けた金融支援を行うに当たっては、政策資源を集中的に投下し、次世代半導体の量産を迅速かつ確実に実現させるため、指定した半導体に対して、最も適切な事業者を公募により一者のみ選定し、支援を講じることと

します。

また、客観性を担保するために、事業者の選定に当たっては、産業構造審議会に設置した次世代半導体等小委員会において、半導体の技術、経

営、金融等に関して高い知見や経験を有する外部有識者の意見を踏まえ、事業計画等を精査した上で決定することとします。

デジタル人材と半導体人材の養成についてお尋ねがありました。

IPAは、現行法の規定の範囲で、情報処理技術者試験の実施や運営、デジタル人材育成に関する指針の策定等の取組を行ってきました。

今回の法改正でデジタル人材の育成を業務追加することにより、例えば、IPA独自の人材育成コンテンツの作成や提供等を新たに行うことができるようになります。

また、半導体の人材育成については、大学、高专、高校といった地域の教育機関と協働することも重要です。経済産業省では、各地域で半導体人材育成等を担うコンソーシアムを設立しており、

今後、これらの教育機関を含む地域の産学官と連携しながら、地域の実情に応じた人材育成、確保の取組を推進してまいります。

地域産業構造転換インフラ整備推進交付金の進捗状況と使途の範囲についてお尋ねがありました。

地域産業構造転換インフラ整備推進交付金は、内閣府の下、関係省庁が連携して支援を行うものであり、令和六年度補正予算においても、北海道、岩手、広島、熊本等の四つのプロジェクトを対象として所要額が配分されたところです。

このうち、経済産業省としては、工業用水道整備事業として、令和五年度補正予算及び令和六年度補正予算において約十九億円を執行しており、

これまでも、地方公共団体から提出のあった実施計画に沿って進捗状況の確認を行っているところ

であります。

また、お尋ねの交付金の使途の範囲については、交付金の趣旨を踏まえ、必要に応じて、それぞれの分野を所管する関係省庁と連携をして、その

の可否を含めて検討してまいります。

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する池田真紀君の質疑

半導体関連産業の集積についてお尋ねがございました。

半導体への大規模投資は、地方経済に広範な波及効果をもたらします。例えば、TSMCが進出している熊本県では、TSMCの進出決定以降、公表されている情報だけでも八十六社の企業が熊本県への進出又は設備拡張を決定しています。

経済産業省としても、国内外の関連企業に近隣への進出を呼びかけており、例えば北海道では、海外のASMLやアプライドマテリアルズなどが新たに拠点を設置しています。

また、関連インフラの不足が集積を阻害することとならないよう、関係省庁や地元自治体と連携をし、TSMCやラピダス等の拠点整備に必要な工業用水や道路等の整備を支援しています。これらの取組を通じて、関連産業の集積を進めてまいります。

ラピダスの排水に含まれるPFASとその対応についてお尋ねがありました。

ラピダスでは、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律により使用が禁止されているPFOS、PFOA、PFHxSについては使用しておりません。

また、取引先にPFOSとPFOAが含まれる場合に備え、ラピダス社と北海道庁との間で、これらの合算値について、水道水の暫定目標値のトリトル当たり五十ナノグラム以下で排水する協定が締結されています。

経済産業省としても、ラピダスが本協定を含め関係法令等をしっかり遵守するとともに、地域住民に丁寧な説明を行っていくよう、引き続き指導してまいります。

また、今年度から、PFASの代替技術等に関する最新動向、社会実装に向けた課題等の調査、分析を実施しています。こうした取組を通じて、民間の研究開発を促してまいります。PFASの

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する池田真紀君の質疑 情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する齊木武志君の質疑

代替材料が開発された際には、ラピダスが品質等を評価した上で活用を検討すると認識しており、経済産業省としても必要に応じて対応策を検討してまいります。

以上であります。(拍手)

(国務大臣中野洋昌君登壇)

○国務大臣(中野洋昌君) 池田真紀議員から、新駅の設置についてお尋ねがありました。

新駅の設置につきましては、鉄道事業者と地方自治体を始めとする関係者との間で、需要の見通しや費用負担の在り方などについて協議を行っていただくことが必要でございます。

御指摘の北海道千歳市に建設されているラピダス工場隣接地への新駅設置につきましては、まずは、JR北海道と北海道庁や沿線自治体との間で様々な検討を進めていただくことが重要であると考えております。

国土交通省としては、地域における検討状況を踏まえつつ、JR北海道に対して必要な助言等を行ってまいります。(拍手)

(国務大臣浅尾慶一郎君登壇)

○国務大臣(浅尾慶一郎君) 池田真紀議員から、現在建設中の半導体工場から河川に排出されるPFASについてのお尋ねがありました。

PFAS対策については、地域の方々の不安の声を真摯に受け止め、国民の安全、安心のための取組を進めています。

PFASのうち、健康影響が懸念されるPFOS、PFOA等については、既に製造、輸入等を原則禁止しており、ラピダス社においても使用しないものと承知しております。

その上で、協定に基づき、同社において排水中のPFOS、PFOA等を毎月測定し、北海道に報告するものと承知しています。

いずれにせよ、PFOS等による健康リスクは飲み水や食品などを經由した摂取が主要因と考えられるため、環境省としては、飲み水からの健

康リスクを減らすことを第一に、水道水質基準への引上げ等の取組を進めてまいります。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 齊木武志君。

(齊木武志君登壇)

○齊木武志君 齊木武志です。日本維新の会を代表して質問いたします。(拍手)

半導体やAIをめくっては、各国が激しい開発競争を繰り広げており、アメリカや欧州、中国などは巨額の資金援助を行っています。本法案は、ラピダス法案とも呼ばれており、次世代半導体の国産化を目指すラピダスを支援するため、政府が株主となって出資するほか、民間金融機関からの融資を対象に債務保証を行うものです。政府の関与を強めることで民間から出資呼び込み、ラピダスの事業を支えていく内容となっております。まず、これまで投入した公的資金の効果について伺います。

半導体産業の支援のため、令和三年度から昨年度までに四兆円以上の公的資金を投入していますが、その結果、投資回収の可能性は明確になっていません。例えば、熊本県にTSMCを誘致して、税収はどの程度増えたのか、雇用はどの程度増えたのか、公的資金のこれまでの投入額と効果、また、今後どれだけの額を投入していくか、お答えください。

さらに、二〇三〇年度までに十兆円以上としている投入金額の内訳はどうなっているのでしょうか。線幅二ナノに代表されるロジック半導体やメモリーばかりが支援対象とは思えません。現在の日本の強みである原料、部素材、製造装置などの半導体サプライチェーンの強化支援の方が、日本の稼ぎを増やす観点では重要ではないでしょうか。十兆円の投入先の大半が、ラピダスやTSMC、JASSEM、またマイクロンになるのでしょうか。さらに、パワー半導体、ディスプレイ半導

体、オプト半導体、センサー半導体、MEMSなどの各種半導体に対する技術開発戦略と十兆円の配分はどのように考えているのでしょうか。二〇三〇年度までに十兆円以上としている公的資金投入の詳細な内訳についてお答えください。

また、多額の公的資金を投じるラピダスプロジェクトの成功の判断基準は、二ナノロジック半導体の量産化実現でよろしいでしょうか。お答えください。

ラピダスの小池淳義社長は、二〇二七年から量産を始める計画について、一日の遅れもないと、計画が順調であると発言していますが、内容には不明確なところがあります。一般のロジック半導体の商業ベースでの歩留りは九割程度、最低でも八割以上と言われています。二ナノ半導体の量産は一般の半導体より困難ですが、成功の判断基準は、二〇二七年時点で八割以上の歩留りでの量産化を実現することとお考えでしょうか。そして、八割以上の歩留りを保った上で一日当たりの製造数量は、三百ミリウェハーで何枚程度製造できるのか、巨額の公的資金を投入することを踏まえ、具体的にお答えください。

今しかけていくべき半導体は、日本に優位性のある次世代パワー半導体の開発と考えます。EVや高速鉄道の開発で最も重要な次世代パワー半導体の開発支援はどうなっているのでしょうか。お答えください。

さらに、これだけの公的資金を民間企業に投資するのであれば、それに見合った地元雇用の拡大と維持を保障する仕組みは当然であると考えます。安定した地元雇用の拡大と維持をどのように担保する計画なのか、お答えください。

このラピダスという会社は、アメリカのIBMが持つ二ナノ半導体の製造レシピ、ゲート・オーラル・アラウンド方式の知財を、関係者間では数千億円と噂される巨額のライセンス料を支払って買っています。しかし、先端半導体において

我が国より高い技術を持ち、はるかに先行している韓国のサムスは、今回ラピダスが買ったものと同じIBM製造レシビを使って三ナノ半導体の開発を進めましたが、二割程度しか歩留りが取れず、開発に失敗して撤退しています。

八割から九割の歩留りがないと量産化は失敗ですが、八割以上の歩留りを技術的にどのように改良して実現させるのでしょうか。既にサムスが失敗をしたIBMレシビを用いて、ラピダスなら成功するという裏づけは何なのでしょう。それとも、期待値にとどまるのでしょうか。お答えください。

トランプ政権は、アリゾナ州に台湾TSMCの最先端半導体の開発、量産化の拠点を誘致しています。二〇二七年に二ナノ量産化を掲げるラピダスですが、既にTSMCは二ナノ量産化のめどが立ったと報道されており、二〇二七年には、更に高性能な一・四ナノや一ナノの量産化が実現している状況も想定されます。我が国も、TSMCの後を追って、一・四ナノや一ナノを目指して、将来更に数兆円をラピダスに投入していくことにはならないでしょうか。見解をお示しください。

ラピダスが二〇二七年に二ナノロジック半導体の量産化に成功する保証はありません。二〇二七年に二ナノロジック半導体の量産化が実現しなかった場合の対応について、どのように考えているのか、お答えください。

続いて、先端半導体の技術開発戦略とマーケティング戦略について伺います。

日本では、政治、行政やメーカー、メディアも、二ナノの微細化は実現するのといった技術論に気を取られています。半導体は電気駆動の機械を動作させるための部品にすぎません。エンドユーザーたるマーケットを持たない国、アプリケーションを持たない国は、半導体関連産業においては勝ち抜けません。今から日本の半導体産業を再生させるためには、製造だけではなく、設計

から最終製品、アプリケーションまでの全体を俯瞰した、マーケティング戦略を伴ったアプローチが必要と考えます。これまでの日本の戦略に大きく欠けていた点です。今後、どのような戦略で最先端半導体の市場開拓を進めていく考えなのか、お答えください。

米国インテル社の最先端ファウンドリーの顧客は、アマゾンなどのシステムアプリケーション企業です。日本のラピダスから見れば、AI半導体の大手顧客候補のアマゾンビジネスロストしたと報道されていますが、トランプ政権下でどのように挽回し取り込むのでしょうか。インテルは、ファウンドリー事業を分離して子会社化し、事業を強化していますが、トランプ政権と関係が近いインテルに勝てるのでしょうか。お答えください。

直近では、中国のAI企業、ディープシークが現在の最先端半導体を使わずにエヌビディア製を使ったAIと同等以上の性能を実現し、ビジネスモデルを揺るがしました。今、経済産業省の職員と話をしているが、二ナノの最先端の微細化が実現するかといった技術論に目を奪われているように感じます。最先端の半導体であっても、売れなければ価値はありません。エヌビディアも、GPUだけではなく、AI開発支援のシステム全体を売って巨額の利益を実現しています。アプリケーション志向の先端半導体開発へと戦略を再考するべきではないでしょうか。お答えください。

次に、ラピダスへの公的資金の投入の在り方についてです。

これまで実績がない資本金七十三億円のラピダスに対して、投入する公的資金が大き過ぎるのではないかと。実績や実態がなく、ビジネスモデルも実現していないのに、なぜ巨額の投資をするのかという声を多く聞きます。ラピダスの出資者である大企業がまず投資すべき案件ですが、なぜ政府と並ぶような大規模投資に踏み切らないのか、追

加出資にも及び腰なのか、お答えください。あわせて、ビジネスの成功を考えると、AI半導体のユーザーであるアマゾンやグーグルなどの企業からの出資が、製品の売り先を確保しているためにも必要です。トヨタやソニーなど既存の出資者や米国のテック企業などから追加投資の計画があるのであれば、いつまでに、幾ら追加投資してもらおう計画なのか、概要をお答えください。

また、これだけ巨額の公的資金を投入するためには透明性が重要です。東会長、小池社長以外に十二名いるとされるラピダスの個人株主を情報開示すべきではないでしょうか。今回の巨額出資により、ラピダスの企業価値は大きく高まり、将来IPOされた際には十二名の個人株主は巨額の利益を手に入れることとなります。公的資金を投入する以上、政治と金のような癒着がないかどうか、国民に明示する必要があります。ラピダスに個人株主開示を求める、支援の条件とする考えはあるのか、お答えください。

また、政策決定を政治献金が左右することがあってはなりません。ラピダスとその出資者であるトヨタ自動車、ソニー、ソフトバンク、デンソー、NEC、NTT、キオクシア、三菱UFJ、及び製造ラインを納入する東京エレクトロから、自民党の政治献金窓口である国民政治協会に対して、直近三か年でそれぞれ合計幾らの献金があったのか、総務大臣、お答えください。

また、令和三年、四年、五年に在職していた歴代の経済産業大臣が代表を務める自民党選挙区支部への政治献金の各社ごとの合計金額、また、それぞれの資金管理団体の収支報告書に記載されたパーティー券購入の各社ごとの合計金額について、総務大臣よりお答えください。

また、経済産業省は、自民党の半導体議員連盟からの提案、要望も受けてこのスキームをつくらせたと説明しています。この議連の前会長である甘利元経済産業大臣と、現会長の山際大志郎元経済

再生担当大臣が支部長を務める自民党選挙区支部への各社の献金額の合計、また、それぞれの資金管理団体の収支報告書に記載されているパーティー券購入の各社ごとの合計購入金額について、令和三年、四年、五年分について、総務大臣よりお答えください。

次に、財務大臣にお聞きをいたします。バイデン政権下で半導体産業支援が強化された一方で、現在の第二期トランプ政権は、前政権が作った半導体の国内製造を支援するCHIPS・科学法を廃止するのではないかと指摘されています。また、神田真人前財務官は、役人が成長分野を選定して、補助金などを通じて投資を誘導することは、非効率な投資を助長するリスクもあり、謙虚に、慎重に考えるべきだと指摘をされています。政府が特定の産業を成長領域と定め、個別企業を特出して支援することには慎重であるべきだと考えますが、財務大臣、お答えください。

また、政府は、今回の公的支援でかかる費用について、将来ラピダスをIPOさせて株式の売却益を得ることで回収をしていくとしています。半導体産業の株式は典型的なシクリカル株、景気循環銘柄とされており、その価格は大きく変動します。半導体が必要と言われると各社が大規模な設備投資を始め、数年後、完成品が出荷される頃には商品が市場にあふれて価格が大きく値下がりするというサイクルを延々と繰り返し続けてきた。

今から政治が旗を振って設備投資を始めても、ラピダスから製品が出荷される頃には市況がだぶついて、製品価格、株式価格とも大きく値下がりする、期待をしていた投資の回収額に達しないという事態も、これまでの半導体をめぐる市況変動を見れば想定しておく必要があります。市況変動が激しい半導体産業へ投資を行うに当たって、その回収の確実性と担保をどのように考えているのか、経済産業大臣、お答えください。

この半導体産業への中長期的な支援は極めて大切です。しかし、トヨタやソニーなどの既存出資者が大規模な追加投資には及び腰であることは、半導体産業のリスクが高いことを表しています。そこにあえて政府が、一民間企業を特出して巨額の支援を行うのは異例であり、損失が出れば全額を国民負担となります。民間と政府の間で責任の所在が不明確となり、経営判断を誤る事態にもつながってまいります。政府には、リスク管理の徹底、外部からの監視、民間感覚、市場感覚を強く求め、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣武藤容治君登壇)

○国務大臣(武藤容治君) 齋木議員にお答えする前に、先ほど池田議員から、P F A S についてお答えする中で、取水先と言うべきところを取引先と申し上げました。大変失礼しました。取水先に訂正をさせていただきます。

それでは、齋木議員の質問にお答えをさせていただきます。

半導体産業へのこれまでの公的支援の投入額や効果、今後の投入額やその内訳についてお尋ねがございました。

半導体産業等に関しましては、半導体・デジタル産業戦略を策定した二〇二一年六月以降、これまで、特定半導体基金、経済安全保障基金、ポスト5G基金を通じて、合計約五・二兆円の予算を措置してきたところであります。

こうした支援を通じて、例えば熊本ではT S M C が先端ロジック半導体の量産を開始しており、我が国におけるミッシングピースの一つを埋めることができたと評価しています。また、九州地域では昨年度の設備投資額の伸びが過去最高を記録したほか、熊本県では十年間で関連産業全体で一万人以上の雇用効果が見込まれるとの試算もあるなど、大きな経済波及効果が見込まれています。

今後については、昨年の経済対策で策定したA

I・半導体産業基盤強化フレームに基づき、半導体、A I 分野に対して、七年間で十兆円以上の公的支援を行い、十年間で五十兆円を超える官民投資を誘発してまいります。

このフレームの支援対象には、次世代半導体からレガシー半導体、製造装置、部素材、A I 等が含まれますが、個別案件の選定は、産業競争力や経済成長につながることで、そして、経済安全保障上の重要性、公的支援がなければ投資が行えないこと等の観点に基づき、優先順位をつけた上で実施します。その上で、毎年度、支援に要する予算について国会で御審議いただくことを想定してまいります。

このため、現時点で、いずれの対象に幾らの支援額といった内訳をお示しすることは困難であることを御理解ください。

次世代半導体の開発の成功とは何を意味するのか、量産化の成功とみなす際の具体的な判断基準、そして、その際の製造能力についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、国からの委託研究開発としてのラピダスプロジェクトの成功は、二〇二七年に二ナノ世代の次世代半導体の量産化を実現することです。

一方で、ラピダスが量産事業で成功するため、どのタイミングでどれだけ歩留りや製造能力を達成すべきかについては、企業の競争上の機微情報に当たり、他社の状況や市場の状況等を踏まえた判断が必要となるため、現時点でお答えは差し控えていただきたいと思います。なお、これらの製造情報は、T S M C 等の海外トップ企業も開示していないものであります。

経済産業省としては、一般の法案に基づく公募、選定プロセスの中で、歩留りを含めた進捗状況の確認方法や支援継続に関する判断方法について、今後、外部有識者の意見も踏まえながら検討を行ってまいります。

次世代パワー半導体の開発支援についてお尋ねがありました。

パワー半導体は、電動車や鉄道、電力インフラなどに必要な部品です。このため、経済産業省では、炭化ケイ素や窒化ガリウムなどによる次世代パワー半導体についても、高性能化や低コスト化を目指した研究開発の支援を行っています。

また、足下で必要となるパワー半導体の量産設備投資についても支援を行っており、引き続き、サプライチェーンの強靱化に取り組んでまいります。

安定した地元雇用の拡大と維持についてお尋ねがありました。

半導体の大規模投資は、関連企業の進出や雇用創出など、地方経済に波及効果をもたらします。例えば、T S M C の進出を契機に、昨年度の九州における設備投資額の伸びは過去最高を記録しており、十年間で、関連産業全体で一万人以上の雇用効果が見込まれるとの試算もあります。

地元経済への波及効果を拡大するため、政府としても、地元企業と半導体関連企業とのマッチング支援や、人材育成、確保支援を実施しているところとです。

また、一般の法案においても、支援対象事業者に対し、地方公共団体等との連携や地域経済活性化への寄与を求めるとしており、政府として、こうした観点からも事業者から提出される計画を審査してまいります。

ラピダスが成功する真づけ、技術開発における見極め、二〇二七年に量産化が実現しなかった場合の対応についてお尋ねがありました。

ラピダスプロジェクトでは、高い歩留りの実現が重要になります。このため、ラピダスから約百五十名の技術者が米国I B M の拠点到派遣され、現地の技術者とともに二ナノ半導体の製造技術開発に取り組んできたところです。

こうした製造技術の開発状況等については外部

有識者による委員会が評価することとしており、昨年十月に実施した委員会では、順調に進捗しているとの評価されており。

また、顧客獲得には継続的な技術開発が重要であり、同社においても、二ナノ以降も、一・四ナノや一ナノの半導体について研究開発を実施する方針ですが、これは民間資金を活用しながら実施していくものと承知しております。

他方で、二ナノを含めた次世代半導体については、海外のトップ企業も含めてどの事業者もまだ量産に至っていない野心的な取組でもあり、二〇二七年より開発が遅延するリスクも存在するものと認識しています。

経済産業省としては、半導体の技術や経営などの外部専門家等を交えて事業計画等を精査し、適切なマイルストーンを設定した上で事業の進捗を確認することとしており、開発が遅延した場合には、こうした見極めも踏まえつつ、必要な対応を行ってまいります。

最先端半導体の市場開拓、アプリケーション志向の先端半導体開発、競合他社との競争優位性についてお尋ねがありました。

経済産業省としても、半導体を活用する需要側の市場開拓やアプリケーション志向の開発は重要と考えています。このため、例えば、需要側の先端半導体の活用を促す取組を支援しています。具体的には、自動車用先端半導体など、アプリケーション志向の半導体の設計開発に対する複数の支援を実施しており、令和六年度補正予算と令和七年度当初予算案に関連予算を計上しています。

競合他社との競争に際しては、半導体需要の多様化が進むと見込まれる中で、短納期製造の需要を機動的に確保することが重要になります。ラピダスは、新たな生産方式等による短納期製造を目指しており、この点でインテル等の競合他社との差別化を図り、競争優位を確保する方針です。

大企業がラピダスへの追加投資に踏み切らない

理由と既存出資者等による追加投資の計画についてお尋ねがありました。

ラピダスが開発する二ナノの次世代半導体の量は、海外のトップ企業もまだ実現に至っていない野心的な取組です。

これまでは、まだ研究開発の初期段階にあることや、量産を開始し売上げや利益を上げるまでに相応の時間がかかる状況であることもあり、現時点では、トヨタ等による民間企業からの出資は合計七十三億円となっています。

しかし、現在は、量産準備の開始が近づいており、既存株主等の企業とラピダスとの間で一千億円規模の追加出資に関する調整が本格化していると認識しているところです。

ラピダスの個人株主に関する情報開示についてお尋ねがありました。

個人株主の情報開示については、プライバシー保護の観点から踏まえて慎重に対応する必要があります。

一方、ラピダスに対する支援については、これまで、毎年度、外部有識者による厳格な審査を踏まえて決定しており、今後も同様に外部有識者の確認を経ることを想定しています。そのため、政策決定過程がゆがめられることはないと考えます。

投資回収の確実性と担保についてお尋ねがありました。

本法案に基づき、公募を通じて選定された事業者への支援については、外部有識者に確認いただきつつ、適切なマイルストーンを設定し、事業計画等を精査した上で実施していきます。また、必要となる予算については毎年度国会に提出し、御審議いただきます。

その上で、事業者に出資を行った場合の株主については、市場の動向や事業者の経営、財務状況等を注視し勘案しながら、適切なタイミングで売却していくこと等により、公的資金の回収を最大

限図っていくことを想定しております。以上です。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇)

○国務大臣(加藤勝信君) 齊木議員から、特定の産業分野に対する支援の在り方についてお尋ねがありました。

一般論として申し上げれば、特定の産業分野に対して一定の支援を行う場合には、政府が支援する目的や妥当性、また、支援のために必要な制度的対応がなされているかなどを踏まえて、支援が正当化されるか否か、十分に検討することが重要と考えております。

その上で、半導体分野への支援について申し上げます。こうした点を十分に検討した結果、先般の経済対策において、産業競争力の強化、経済安全保障及びエネルギー政策上の観点から、二〇三〇年度までに、必要な財源を確保しながら全体として十兆円以上の公的支援を行い、そのために必要な法制上の整備を行う、その際、第三者の外部有識者による評価などの下で、適切なマイルストーンを設定し、その達成状況などを確認しながら支援を行うこととされたものと承知をしております。

特定の産業分野への支援を行う場合には、引き続き、支援の目的や妥当性などを吟味しつつ、真に必要な支援を行っていくことが重要と考えております。(拍手)

(国務大臣村上誠一郎君登壇)

○国務大臣(村上誠一郎君) 齊木議員からの質問にお答えいたします。

まず、ラピダスとその出資者等である企業から一般財団法人国民政治協会への寄附額についての御質問がありました。

通告がございましたので、一般財団法人国民政治協会の令和三年分かつ令和五年分の収支報告書を確認したところ、いずれも三か年の合計で、トヨタ自動車株式会社からは一億五千万円、ソニー

グループ株式会社からは五千五百万円、株式会社デンソーからは三千二百四十万円、日本電気株式会社からは五千百万円、株式会社三菱UFJ銀行からは六千万円の寄附の記載がありました。

なお、お尋ねの企業のうち、ラピダス株式会社、ソフトバンク株式会社、日本電信電話株式会社、キオクシア株式会社、東京エレクトロン株式会社からの寄附の記載はありませんでした。

次に、令和三年から令和五年に在職した歴代の経済産業大臣が代表である選挙区支部への寄附額等についての御質問がありました。

通告がございましたので、経済産業大臣に在職していた梶山弘志議員、萩生田光一議員、西村康稔議員及び齋藤健議員が代表者である選挙区支部及び選挙資金管理団体の令和三年分かつ令和五年分の収支報告書を確認したところ、お尋ねの企業から寄附及び政治資金パーティーの対価の支払いについての記載はありませんでした。

最後に、議員連盟の会長等である議員が代表者である選挙区支部への寄附額等についての御質問がございました。

通告がございましたので、甘利明元議員及び山際大志郎議員が代表者である選挙区支部及び資金管理団体の令和三年分かつ令和五年分の収支報告書を確認しましたところ、お尋ねの企業から、寄附及び政治資金パーティーの対価の支払いについては、記載はありませんでした。以上であります。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 辰巳孝太郎君。

(辰巳孝太郎君登壇)

○辰巳孝太郎君 私、日本共産党を代表して、いわゆるラピダス・半導体産業支援法案について質問をいたします。(拍手)

法案は、ラピダスやTSMCなど、一握りの半導体企業に十兆円以上もの公的支援を行うもので

ならば、問いたい。我が国半導体産業の衰退をもたらした日米半導体協定の対米従属、産業空洞化と大リストラによる技術流出などの教訓は、どう生かされているのですか。九九年の産活法以来、投資減税や設備投資、研究開発の補助金で大企業のリストラ、人減らしを支援してきましたが、結局、大企業の内部留保を蓄積させただけで、賃金は上がらず、国内投資を一向に拡大できなかったではありませんか。

その上、事もあるように、二月十四日の予算委員会で、武藤経済産業大臣は、半導体メーカー、エルピーダメモリが破綻し、公的資金の約二百八十億円が毀損した際、政府、経産省の誰一人として責任を取らなかったことを認めました。驚くべきことです。

今回の法案で政府が出資を想定するラピダスは、一社の取引先も、一円の売上見込みも立っていません。また同じことを繰り返すのですか。赤字で破綻したら、国民負担など断じて容認できません。答弁を求めます。

法案は、回路線幅二ナノメートルの半導体の研究開発のための国の施設設備を、ラピダスの量産のために、そっくり譲渡するものであります。さらに、政府出資、債務保証、税負担の軽減と、至れり尽くせりです。中小企業への補助金の多くには、利益が出た場合に国庫に納付させる収益納付規定がありますが、ラピダスにはありません。どうしてですか。

また、法案は、中小企業支援のための基金からの国庫返納金、商工中金の政府保有株の売却収入を半導体支援に流用しようとしています。中小企業支援に使うべき予算を一握りの半導体大企業のためにむしり取るなど、許されません。

ラピダスと経産省の癒着の問題も重大です。同社への国費投入、日米連携、量産支援の方向性を決めてきた経産省の半導体・デジタル産業戦略検討会議の座長を二〇二一年以来今日に至るま

で務めるのは、同社の東哲郎会長です。その人物が経営する企業に兆円規模の国費を投入し、国有財産を譲渡するために法を改定するなど、あからさまな利益誘導ではありませんか。公共政策をゆがめる癒着がまかり通ることがあってはなりません。答弁を求めます。

なぜ政府はラビダスにこれほどの巨額の支援を行うのか。ラビダスの東哲郎会長は、二〇二三年十月、重要な部分は何かという、国防の領域、そういう半導体を我々はまずアメリカのお客さんに届けるということをしなければならぬと発言しています。仮にラビダスが赤字になっても、アメリカの言うがまま止められず、赤字が国民負担になるのではありませんか。将来にわたって、ラビダスの生産する半導体の軍事利用はさせないと、明確な歯止めが必要です。答弁を求めます。

経済安保の名の下に、米国に従属し、特定の企業に際限なく国税をつぎ込んでいく産業政策では、真の半導体産業支援にはなりません。日本は半導体の製造装置や半導体の素材に世界トップクラスのシェアを誇り、中国を始め諸外国に多く輸出しています。経済安保を振りかざし、特定国を敵視する政策は、日本産業の強みをも危うくするものではありませんか。日本の半導体産業のために、米国追随をやめ、日本産業の強みを生かした政策へと転換すべきだということを申し上げて、質問といたします。(拍手)

〔国務大臣武藤容治君登壇〕
○国務大臣(武藤容治君) 辰巳議員の御質問にお答えをさせていただきます。

半導体政策を含めた産業政策や技術流出に関する教訓についてお尋ねがありました。我が国の半導体産業の凋落と、そのことによる人材、技術の流出については、貿易摩擦の結果として締結した日米半導体協定など、政府の政策にも一定の責任があると考えており、真摯に反省をしております。

現在の半導体政策は、こうした反省を踏まえ、米国を始めとする同志国、地域の政府や民間企業と連携しながら展開しています。具体的には、TSMC等の海外のトップメーカーと連携して国内での供給体制を強化しているほか、ラビダスプロジェクトにおいては、IBMや世界トップレベルの半導体研究機関、imecと連携して取り組んでいます。

また、支援決定に当たっては、重要な技術にアクセスできる従業員を制限し、賃金等の相応の待遇を確保することを求める等、人材や技術の流出の対策を講じています。また、御指摘の産活法については、中核的事業への選択と集中を促す事業再編支援を始めとした各種支援策を講じたものであり、企業の生産性向上に寄与してきました。

さらに、企業がコストカットに注力し、設備投資や人への投資を抑制したという課題に対応するため、現在、経済産業省では、DX、GX等の戦略分野における国内投資の促進や、人的資本経営の推進等を通じた人への投資の後押しに取り組んでおります。経団連からも、二〇三〇年度百三十五兆円、二〇四〇年度二百兆円という新たな国内投資目標が示されており、官民でこの実現に向けて取り組んでまいります。

エルピーダメモリの破綻に関する政府の責任やラビダスプロジェクトの失敗の可能性についてお尋ねがありました。政府の政策は、その時々々の社会経済情勢を踏まえ、必要かつ適切と判断したものを組織的に決定、実施しています。

結果として、必ずしも期待された成果が上がっていない政策が存在することは事実であり、重く受け止めなければなりません。その要因等としてしっかりと検証し、次の政策立案に反省を生かすことが政府の責任であると考えております。例えば、エルピーダメモリの事例では、国内企

業同士の統合を優先した結果、海外の競合他社と差別化ができず、政府としても十分な支援を機動的に実施することができなかつた反省があります。

そこで、ラビダスプロジェクトでは、米国のIBMやベルギーのimecといった海外トップクラスの機関との密な連携や、機動的に適切な規模の支援を実施できるよう、本法案により、AI、半導体分野へ七年間十兆円以上の公的支援を行う財源フレームを措置するなどの施策を実施しています。

顧客獲得については、国内外の複数の企業がラビダスとの連携を表明するなど、着実に進展しています。また、製造技術の開発状況等については、昨年十月に実施した外部有識者による委員会

で順調に進捗していると評価されています。経済産業省としては、今後も、半導体の技術や経営などの外部専門家等を交えて事業計画等を精査し、事業の進捗を確認する中で、想定外のリスクの兆候なども早期に把握するようにしながら、成功に向けて全力で取り組んでまいります。

ラビダス支援に収益納付規定を設けていない理由と、中小企業関連の基金の国庫納付金や商工中金の株式売却収入を半導体支援に活用する理由についてお尋ねがありました。

ラビダスへの研究開発支援については、補助事業ではなく、国として必要な事業を委託事業の形で実施してきました。委託元であるNEDOが建物や設備の所有権を有しているため、ラビダスに対して収益納付は求めておりません。

他方で、本法案に基づいて選定された事業者に対し、委託研究開発に基づく設備等について現物出資等を行った場合、適切なタイミングで株式を売却することなどにより、公的資金の回収を最大限図っていくことを想定しています。また、中小企業が生産性向上と成長を加速する上で、DXの推進が重要になります。それを支

える基盤が半導体とAIです。半導体やAIの支援によって中小企業にも裨益することから、他の国庫納付金と併せて、中小企業関連の基金の国庫納付金や商工中金の株式売却収入を半導体、AI支援に活用することとしています。

ラビダスの東会長への利益誘導についてのお尋ねがありました。東氏が座長を務める半導体・デジタル産業戦略検討会議は、半導体産業支援の目標やその達成に向けた全体戦略、技術動向等を踏まえた政策の方向性について、幅広い専門家に情報共有と意見交換をさせていただく場でありまして、個別案件の支援内容や予算額等を検討いただく場ではありません。

個別案件については、例えば、御指摘のラビダスプロジェクトであれば、国の研究開発計画に基づき公募し、利害関係のない外部有識者に審査いただいた上で支援を決定をし、あらかじめ設定したマイルストーンの達成状況についても毎年厳正に確認いただくなど、適切に予算執行を行っており、東氏への利益誘導との御指摘は当たらないと考えています。

なお、本法案の制度設計は、産業構造審議会に設置した次世代半導体等小委員会を検討したものであり、支援対象事業者については、本小委員会の意見を踏まえ、事業計画等を精査した上で決定することとしています。

ラビダス社の赤字が国民負担になるのではないかと、生産する半導体の軍事利用への歯止めが必要ではないかとお尋ねがありました。

ラビダスプロジェクトは、半導体の技術や経営などの外部専門家等を交えて事業計画等を精査し、適切なマイルストーンを設定した上で、事業の進捗を確認しながら、必要な対応を行ってまいります。こうした取組を通じて、できる限り国民負担が発生しないよう努めてまいります。また、ラビダス社からは、現時点では軍事への

利用という想定はしていないと聞いています。加えて、政府がラビダスの将来の販売先について制限を課すことは、支援の目的や営業の自由等の観点から慎重であるべきだと考えております。いづれにせよ、経済産業省としては、ラビダスを含めて、海外への先端半導体の輸出については、国際社会の平和及び安全の維持を期する観点から、引き続き厳格な輸出管理を行ってまいります。

経済安保を振りかざし、特定国を敵視する政策はやめるべきとお尋ねがありました。

半導体は、チップの設計、製造から、製造装置や部素材、原料に至るまで、多様な産業や技術領域からサプライチェーンが構成されており、一國だけで全てを賄うことは困難です。

このため、経済産業省としては、同盟国、同志国等とのグローバル連携を推進しています。

また、安定供給が特に重要となる半導体や製造装置、部素材等の国内生産基盤の整備を支援し、安定的な供給の確保に取り組んでいますが、特定国を敵視する政策との御指摘には当たりません。

以上でございます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(額賀福志郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十分散会

出席国務大臣

- 総務大臣 村上誠一郎君
法務大臣 鈴木馨祐君
財務大臣 加藤勝信君
国務大臣 武藤容治君
経済産業大臣 武藤容治君

出席副大臣

- 内閣府副大臣 鳩山二郎君
経済産業副大臣 大串正樹君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る二十一日、内閣から次の報告書を受領した。

ギャンブル等依存症対策基本法第十二条第七項において準用する同条第四項の規定に基づくギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の報告

(要求書受領)

一、去る二十一日、内閣から、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に杉山治樹君、福重さと子君及び堀江正之君を任命したいので、会計検査院法第十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十一日、内閣から、公益認定等委員会委員に清水新一郎君、生野考司君、黒田かをり(亀谷かをり)君、湯浅信好君、原田大樹君、北村聡子君及び石津寿恵君を任命したいので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三十五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十一日、内閣から、公正取引委員会委員長に茶谷栄治君を任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十一日、内閣から、国家公安委員会委員に相星孝一君を任命したいので、警察法第七條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十一日、内閣から、公認会計士・監査審査会会長に青木雅明君を、同委員に蟹江章君、上田亮子君、古布薫(志田薫)君、玉井裕子君、千葉通子君、川村義則君、塩谷公朗君及び井野貴章君を任命したいので、公認会計士法第三十七条の二第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十一日、内閣から、行政不服審査会委員に八木一洋君、田澤奈津子君、羽田淳一君、福本美苗君、中原茂樹君及び野口貴公美(川口貴公美)君を任命したいので、行政不服審査法第六十九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十一日、内閣から、情報公開・個人情報保護審査会委員に中里智美君、武藤京子君、稲山文男君、芳仲美恵子(畑美恵子)君、寺田麻佑君、木村琢磨君、佐藤郁美君、中村真由美(岡庭真由美)君及び久末弥生君を任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十一日、内閣から、中央更生保護審査会委員に辻恵介君を任命したいので、更生保護法第六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十一日、内閣から、公害健康被害補償不服審査会委員に八木貴美子君及び山田広樹君を任命したいので、公害健康被害の補償等に関する法律百十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る二十一日、外務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 和田有一朗君(理事杉本和巳君去る二十一日理事辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

外務委員

辞任

補欠

- 江渡 聡徳君 補欠 丹羽 秀樹君
尾崎 正直君 補欠 神田 潤一君
西野 太亮君 補欠 坂本竜太郎君
山際大志郎君 補欠 広瀬 建君
市来 伴子君 補欠 平岡 秀夫君
梅谷 守君 補欠 馬場 雄基君
神田 潤一君 補欠 大空 幸星君
坂本竜太郎君 補欠 山田 勝彦君
馬場 雄基君 補欠 尾崎 正直君
丹羽 秀樹君 補欠 西野 太亮君
江渡 聡徳君 補欠 山際大志郎君
平岡 秀夫君 補欠 市来 伴子君
梅谷 守君 補欠 廣瀬 建君
廣瀬 建君 補欠 草間 剛君
亀井亜紀子君 補欠 山崎 誠君
草間 剛君 補欠 大西 洋平君
大西 洋平君 補欠 廣瀬 建君
山崎 誠君 補欠 亀井亜紀子君
厚生労働委員
辞任
安藤たかお君 補欠 福原 淳嗣君
佐々木 紀君 補欠 大空 幸星君
根本 拓君 補欠 小池 正昭君
大空 幸星君 補欠 佐々木 紀君
小池 正昭君 補欠 根本 拓君
福原 淳嗣君 補欠 安藤たかお君

安全保障委員

辞任

補欠

黄川田仁志君

田畑 裕明君

鈴木 英敬君

松本 尚君

伊藤 俊輔君

篠田奈保子君

池畑浩太郎君

空本 誠喜君

田畑 裕明君

鬼木 誠君

篠田奈保子君

辻 英之君

鬼木 誠君

山田 賢司君

辻 英之君

大塚小百合君

大塚小百合君

波多野 翼君

松本 尚君

鈴木 英敬君

山田 賢司君

黄川田仁志君

波多野 翼君

伊藤 俊輔君

空本 誠喜君

池畑浩太郎君

議院運営委員

辞任

補欠

伊藤 俊輔君

岡本あき子君

岡本あき子君

伊藤 俊輔君

一、昨二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

補欠

牧島かれん君

後藤 茂之君

後藤 茂之君

牧島かれん君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

補欠

塩崎 彰久君

中野 英幸君

中曽根康隆君

高木 啓君

黒岩 宇洋君

藤原 規眞君

森ようすけ君

仙田 晃宏君

高木 啓君

中曽根康隆君

中野 英幸君

塩崎 彰久君

藤原 規眞君

黒岩 宇洋君

仙田 晃宏君

森ようすけ君

仙田 晃宏君

森ようすけ君

一、昨二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

補欠

国光あやの君

福原 淳嗣君

中曽根康隆君

深澤 陽一君

深澤 陽一君

若山 慎司君

福原 淳嗣君

上田 英俊君

上田 英俊君

国光あやの君

若山 慎司君

中曽根康隆君

(議案受領)

一、去る二十一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

学校教育法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十六号)

農林水産委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十一日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案

棚田地域振興法の一部を改正する法律案

山村振興法の一部を改正する法律案

一、去る二十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

土地改良法等の一部を改正する法律案

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案

(議案撤回)

一、去る二十一日、次の議案は委員会において撤回を許可した。

政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(大串博志君外九名提出、第二十六回国会衆法第一〇号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(青柳仁士君外一名提出)

(議案撤回通知)

一、去る二十一日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(大串博志君外九名提出、第二十六回国会衆法第一〇号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(青柳仁士君外一名提出)

(質問書提出)

一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

中国の半導体研究機関とわが国研究機関との提携に関する質問主意書(島田洋一君提出)

一、昨二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

屋外広告物規制と表現の自由に関する質問主意書(八幡愛君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員福田玄君提出「処方箋を必要としない薬局医薬品」の取扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員酒井なつみ君提出小学校及び中学校の給食におけるエネルギーの摂取不足に関する質問に対する答弁書

衆議院議員島田洋一君提出北朝鮮による拉致問題の「可視化」の意味に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出郵便に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出高額療養費制度改正の検討経緯に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出高額療養費制度改正についての今後の再検討に関する質問に対する答弁書

令和七年三月十日提出

質問 第八七号

「処方箋を必要としない薬局医薬品」の取扱いに関する質問主意書

提出者 福田 玄

「処方箋を必要としない薬局医薬品」の取扱いに関する質問主意書

政府が今国会に提出した医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案では、薬局医薬品の販売にかかる条文が追加されたと把握するところである。あまつさえ、本法案では、薬剤師など専門家による医薬品販売規制強化と規制緩和が混在し、政府の医薬品販売政策に対する一貫性が瓦解しはじめていると危惧するところである。なかでも、医師の処方箋を必要としないと厚生労働省が判断している薬局医薬品の薬剤師による販売を規制強化するという政府の姿勢は、これまで聞き及ぶところにおいて具体的な健康被害事例が確認されていないにもかかわらず規制強化を検討しているという点で、石破総理でさえもセルフメディケーションを声高に主張している状況を鑑みるならば、常人には理解し難いものがあると考えられる。

また、薬剤師養成教育が六年となり、薬剤師の臨床能力の向上が推定されているにもかかわらず、その職能を尊ぶどころか貶めるに等しい一般的な薬局医薬品にかかる販売規制強化は、薬剤師の資質向上を推進する厚生労働省の施策とも矛盾するかにみゆる。たとえば、令和四年七月十一日に厚生労働省が公表した「薬局薬剤師の業務及び薬

局の機能に関するワーキンググループとりまとめ」によれば、五頁の「1. 対人業務の更なる充実」の中で「現状の薬局薬剤師の業務は、処方箋への対応(対物業務や、処方確認・服薬指導等の対人業務)が中心であるが、処方箋受付時以外の対人業務(調剤後のフォローアップやポリファーマシー等の対応)や、セルフケア、セルフメデイケーションの支援等の健康サポート業務等の充実が求められる」と明記されている。厚生労働省の文書の中で、調剤後のフォローアップ、セルフケアやセルフメデイケーションの支援等の健康サポート業務での薬局薬剤師の活躍が期待されているにもかかわらず、処方箋を必要としない薬局医薬品の販売を規制するような法案を提出したのは、政府の政策の一貫性に欠けるものであると考える。そこで、今国会における令和七年三月三日の衆議院予算委員会において何度もセルフメデイケーションに言及された石破総理の腹案について以下の点についてご教授いただきたい。

一 同日の衆議院予算委員会における緒方林太郎君の質疑において、「セルフメデイケーション」というのはもっと真面目に考えた方がいいんだらうというふうに思っております。それが受診の抑制につながらないで、なおかつセルフメデイケーションということをやることによって、医療の現場の負担も減らしていかなければ医療はもたせんと石破総理は答弁されているが、処方箋を必要としない薬局医薬品を薬剤師の判断で販売することは、まさにセルフメデイケーションを意識した国民が医療の現場の負担を減らし医薬品を手せんとする積極的な行動であると考えられる。また、これは受診抑制ではなく、受診による医療費負担を軽減するべく自主的に負担する受診行動であり、石破総理の主張された「受診の抑制につながらない」行動であるといえる。しこうして、石破総理が何故に、処方箋を必要としない薬局医薬品の薬剤

師による薬局における販売を規制せんとするの理解に苦しむものであると考える。石破総理が緒方君の質問に答弁したとおりの考えであるのであれば、むしろ処方箋を必要としない薬局医薬品の薬剤師による販売については、薬剤師による適切な助言と健康指導の下で進めていくのが望ましい姿にみゆるが、石破総理のお考えを明らかにされたい。

二 同日の衆議院予算委員会における金村龍那君の軽症患者ほど医療機関を利用せずに健康を回復することができる環境を整えていくという趣旨の質問に対して、石破総理は「応能負担」について言及されたが、医療保険給付を受けることなく、国民自らの判断で処方箋を必要としない薬局医薬品である常備薬を薬剤師の助言の下で自身の財布から負担をしようとするのは、国民自身が負担できる範囲を自身で決めた応能負担を体現した制度であるといえよう。OTC類似薬を一律に保険給付の対象から外すとなれば、全額自己負担での医薬品購入による経済的な理由とする受診抑制が生じる可能性があると考えられる。このことを斟酌するならば、OTC類似薬を薬局において患者の求めに応じて薬剤師の適切な助言の下で販売できるようにするのは、石破総理のご発言の趣旨を顧みれば、合理的な販売制度であると考ええる。OTC類似薬を一律に医療給付の対象から除外するといった乱暴な議論ではなく、以上のような合理的な議論をするべきではないかと考えるが、石破総理のご高説をお示し願いたい。

三 同日の衆議院予算委員会における金村君の質問に対して、「医薬品には非効率な部分がある」という答弁が石破総理よりあったが、医薬品の非効率な部分について、石破総理のお考えを、ご教授願いたい。

内閣衆質二一七第七号
令和七年三月二十一日
内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員福田玄君提出「処方箋を必要としない薬局医薬品の取扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。」
(別紙)
衆議院議員福田玄君提出「処方箋を必要としない薬局医薬品」の取扱いに関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「処方箋を必要としない薬局医薬品」の意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に御指摘の「今国会に提出した医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(以下「改正法案」という。第二条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十六条の三第二項に規定する「薬局医薬品のうち、処方箋の交付を受けて使用するべきものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」(以下「処方箋の交付を受けて使用するべきもの」として厚生労働大臣が指定する医薬品)と意味するのであれば、当該医薬品については、従来から、「薬局医薬品の取扱いについて(平成二十六年三月十八日付け薬食発〇三一八第四号厚生労働省医薬食品局長通知)において「処方箋医薬品以外の医療用医薬品についても、・・・処方箋に基づく薬剤の交付が原則である」と示し、例外として「やむを得ず販売を行わざるを得ない場合など」に限定して販売又は授与を認めることを示す等しているところ、令和六年一月十二日に公表された「医薬品の販売制度に関する検討会とりまとめ」において「医療用医薬品の日常的な販売や不適切な販売方法

の広告が継続されている実態がある」とされていることも踏まえ、当該医薬品の不適正な使用による健康被害を防止する観点から、改正法案において、正当な理由なく、当該医薬品を処方箋の交付を受けた者以外の者に対して販売し、又は授与してはならないこととし、ただし、当該者に対して販売し、又は授与することがやむを得ない場合として厚生労働省令で定める場合等においては、この限りでない旨を規定しているところである。

また、御指摘の「セルフメデイケーション」については、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二四」(令和六年六月二十一日閣議決定)において、「更なるスイッチOTC化の推進等によりセルフケア・セルフメデイケーションを推進し」とされていることも踏まえ、医療用医薬品から要指導医薬品又は一般用医薬品への転用を更に推進しており、また、改正法案において利用者における健康の保持増進に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する一定の要件に該当する薬局を健康増進支援薬局として認定する仕組みを設け、当該健康増進支援薬局の普及の促進を図ることとしているなど、政府として、セルフメデイケーションの推進のために必要な措置を実施しているところである。

二 について
御指摘の「OTC類似薬を薬局において患者の求めに応じて薬剤師の適切な助言の下で販売できるようにする」の具体的に意味するところが明らかではないが、一 についてお答えしたとおり、処方箋の交付を受けて使用するべきものとして厚生労働大臣が指定する医薬品については、当該医薬品の不適正な使用による健康被害を防止する観点から、改正法案において、正当な理由なく、処方箋の交付を受けた者以外の者に対して販売し、又は授与してはならないと

し、ただし、当該者に対して販売し、又は授与することがやむを得ない場合として厚生労働省令で定める場合等においては、この限りでない旨規定しているものである。

また、御指摘の「OTC類似薬」については、政府としては、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和五年十二月二十二日閣議決定)に基づき、「市販品類似の医薬品の保険給付の在り方の見直し」等について、必要な検討を行っていくこととしている。

御指摘の「医薬品の非効率な部分」については、特定の事項を念頭に置いたものではないが、お尋ねの「非効率な部分について」の「石破総理のお考え」については、令和七年三月三日の衆議院予算委員会において、石破内閣総理大臣から「非効率なものなんかあるのか」ということとありますが、いよいよこの問題を正面から議論しなければならぬ。時期に差しかかっていると思えます」と答弁していることとありである。

令和七年三月十日提出
質問 第八八号
小学校及び中学校の給食におけるエネルギーの摂取不足に関する質問主意書
提出者 酒井なつみ

小学校及び中学校の給食におけるエネルギーの摂取不足に関する質問主意書
学校給食実施基準(平成二十一年文部科学省告示第六十一号)の別表において、児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準(以下「学校給食摂取基準」)が定められている。その後、平成三十年七月三十一日に学校給食実施基準の一部改正についてが告示され、「学校給食摂取基準」のエネルギーは、児童(八歳〜九歳)の場合で六百五十キロカロリー、生徒(十二歳〜十四歳)の場合で八百三十

十キロカロリーと改められた。

一方、文部科学省は小学校、中学校及び夜間定時制高等学校の学校給食における栄養内容等の実態を把握し、食事内容の充実を図ることを目的に、平成二十八年年度以降は隔年で栄養素等摂取状況(平均摂取量)を調査し、学校給食栄養報告として公表している。直近の令和四年度学校給食栄養報告(以下「学校給食栄養報告」)の調査結果によれば、エネルギーの平均摂取量は、小学校全体で五百八十・三キロカロリー、中学校全体で七百二十五・五キロカロリーとなっており、いずれも「学校給食摂取基準」を下回っている。

よって、「学校給食栄養報告」の調査結果による小学校及び中学校の給食におけるエネルギーの摂取状況が「学校給食摂取基準」より明らかに低い状況に鑑み、以下、政府に対し質問する。

一 「学校給食栄養報告」の調査結果によれば、「小学校及び中学校の給食におけるエネルギーの摂取状況(平均摂取量)」(以下「平均摂取量」)は、小学校、中学校とも「学校給食摂取基準」の数値を下回っていると認識出来るが、見解を示されたい。

二 政府は、「平均摂取量」が「学校給食摂取基準」を満たすべきと考えているのか、見解を示されたい。

三 「平均摂取量」は児童、生徒が実際に食した数値であり、食べ残し(残食)が多ければ数値は小さくなるものと考えますが、認識を示されたい。

四 「学校給食摂取基準」と、「学校給食栄養報告」の調査で使用している日本食品標準成分表(以下「食品成分表」)は同一のものか、示されたい。

五 四において、異なる「食品成分表」を使用しているとするれば、「学校給食摂取基準」と「学校給食栄養報告」は単純に比較検討ができないと考えるが、見解を示されたい。

六 五において、「学校給食摂取基準」と「学校給食栄養報告」は単純に比較検討ができないとす

れば、「学校給食栄養報告」の調査の目的である「学校給食における栄養内容等の実態を把握し、食事内容の充実を図る」ために、「学校給食摂取基準」と「学校給食栄養報告」は、比較検討ができるように同一の「食品成分表」を使用すべきと考えるが、見解を示されたい。

七 大分県教育委員会が公表している「令和四年度大分県学校給食の現状」における「令和四年度学校給食栄養報告(週報集計結果)によれば、栄養素等摂取状況のエネルギーは、「学校給食摂取基準」を下回っており、同様の報告が埼玉県、北海道旭川市からも公表されている。政府は、「学校給食栄養報告」の調査の際、都道府県内で、完全給食を実施する公立の小学校・中学校・夜間定時制高等学校及び共同調理場の数をそれぞれ五十で除し、調査対象となる学校等の数を算出しているが、調査の対象は全ての都道府県を網羅しているか、答えられたい。

八 政府は、学校給食栄養報告における都道府県別の調査結果を各都道府県教育委員会に周知した上で、「学校給食摂取基準」を満たすよう啓発をするべきと考えるが、見解を示されたい。

九 小学校や中学校の給食の質を維持するため、学校給食栄養報告の栄養素等摂取状況(平均摂取量)のエネルギーが「学校給食摂取基準」を満たすよう、政府としてエネルギーの平均摂取量を増加させる対策を実施すべきと考えるが、見解を示されたい。

右質問する。
内閣衆質二一七第八八号
令和七年三月二十一日
内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員酒井なつみ君提出小学校及び中学校の給食におけるエネルギーの摂取不足に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員酒井なつみ君提出小学校及び中学校の給食におけるエネルギーの摂取不足に関する質問に対する答弁書

一、二及び四から九までについて
御指摘の「学校給食摂取基準」は、学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第八条第一項に規定する「児童又は生徒に必要な栄養量...」について維持されることが望ましい基準」として定めているものであり、「学校給食摂取基準」の策定について(報告)(令和二年十二月学校給食における児童生徒の食事摂取基準策定に関する調査研究協力者会議)において示されているとおり、学校給食が提供される学校における児童又は生徒の「男女比」を一对一と仮定して、「児童生徒一人一回当たりの全体的な平均値を示すもの」であり、「性別、年齢、体重、身長、身体活動レベルなど、必要なエネルギーには個人差があることから、成長曲線に照らして成長の程度を考慮する」ほか、「個々の児童生徒の健康状態及び生活活動等の実態並びに地域の実情等」や「男女比」に十分に配慮し、弾力的に適用することが必要である」と考えている。他方、御指摘の「学校給食栄養報告」は、「調査の対象は全ての都道府県を網羅し」たものではあるが、学校給食における児童又は生徒の栄養摂取状況に関する実績の全体的な平均値を示すことを目的とした抽出調査である。

また、「学校給食摂取基準」は、厚生労働省が策定した「日本人の食事摂取基準(二十二十年版)」を参考とし、同基準で使用されている「日本食品標準成分表二十五年版(七訂)」に基づき算出されたものであり、御指摘の「平均摂取量」は、調査時点での最新の成分表である「日本食品標準成分表二十二年版(八訂)」に基づき算出されたものである。このため、御指摘のよ

うに両者は「単純に比較検討ができない」との認識しているが、それぞれ改正又は調査を実施する時点における最新の知見を踏まえ、算出することが適当であると考えている。

これらのことから、「学校給食摂取基準」において示した数値と「平均摂取量」の数値を単純に比較して見解を示すことは困難である。また、政府として「平均摂取量」が「学校給食摂取基準」を満たすべき」とは考えていないことから、「各都道府県教育委員会に周知した上で、「学校給食摂取基準」を満たすよう啓発すること及び「平均摂取量」の「エネルギー」が「学校給食摂取基準」を満たすよう、政府としてエネルギーの平均摂取量を増加させる対策を実施すること」は考えていない。

三について
御指摘の「平均摂取量」は、学校給食において一人の児童又は生徒に提供された一回当たりの食品の総重量(以下「純使用量」という。)から純使用量に食べ残された当該食品の割合を乗じた量を減じて算出されるものであり、純使用量が同一であれば、当該割合が高くなるほど「平均摂取量」は低くなるものである。

令和七年三月十一日提出
質問 第八九号

北朝鮮による拉致問題の「可視化」の意味に関する再質問主意書

提出者 島田 洋一

北朝鮮による拉致問題の「可視化」の意味に関する再質問主意書

政府は、石破総理が令和七年二月十七日の衆議院予算委員会などで用いた拉致問題の「可視化」の具体的な意味を問う質問主意書に対し、三月十一日付の答弁書(内閣衆質二一七第七一号)で「拉致問

題に関して北朝鮮側から我が国として納得できる説明が得られていない点を含め、こうした諸懸案に関する日朝間の主張の隔たりを適時適切に国民に明らかにする「趣旨だ」と回答した。

これは、拉致被害者の「日朝合同調査」を行うため、平壤に「連絡事務所」を設けるという意味なのか、政府の見解を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質二一七第八九号
令和七年三月二十一日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員島田洋一君提出北朝鮮による拉致問題の「可視化」の意味に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員島田洋一君提出北朝鮮による拉致問題の「可視化」の意味に関する再質問に対する答弁書

お尋ねの「日朝合同調査」を行うため、平壤に「連絡事務所」を設けるの意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難であるが、令和七年二月十七日の衆議院予算委員会において、石破内閣総理大臣が「可視化」という文言を用いて答弁した趣旨は、先の答弁書(令和七年三月十一日内閣衆質二一七第七一号)でお答えしたとおりである。いづれにせよ、北朝鮮との関係に関する我が国の一貫した方針は、日朝平壤宣言に基づき拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化の実現を目指す、というものであり、そのような諸懸案の包括的な解決に向けて何が最も効果的かという観点から、北朝鮮への対応について不断に検討していく考えである。

令和七年三月十一日提出
質問 第九〇号

郵便に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

郵便に関する質問主意書

万国郵便連合の加盟国が、万国郵便連合憲章にて定義される郵便業務を行わないことは可能か。
右質問する。

内閣衆質二一七第九〇号
令和七年三月二十一日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員緒方林太郎君提出郵便に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員緒方林太郎君提出郵便に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「加盟国が、・・・郵便業務を行わないことは可能か」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「郵便業務」は、万国郵便連合の加盟国において、万国郵便連合憲章(昭和四十年条約第十三号)を含む万国郵便連合の文書の規定に従い、実施されることとなる。

令和七年三月十一日提出
質問 第九一号

高額療養費制度改正の検討経緯に関する質問主意書

提出者 山井 和則

高額療養費制度改正の検討経緯に関する質問主意書

令和七年度当初予算案に盛り込まれている高額療養費制度改正の検討経緯について、政府に対し、以下のとおり質問します。

一 三年後に年五千三百億円、高額療養費の抑制という枠組みは、いつどこで誰が決めたのか。それは、全世代型社会保障構築会議や社会保障審議会医療保険部会ではいつ議論し、了承されたのか。あるいは、了承は必要なのか。
二年収によつては、自己負担額の七十パーセントの引上げが、高額療養費改正の当初案に含まれていた。

1 初年度と二段階目、三段階目引上げ幅は、それぞれ、誰がどの場で決めたのか。

2 この三段階の引上げ幅について、それぞれ、社会保障審議会医療保険部会の事前承認は得たのか、それとも事後承認か。承認を得た時期も含めて回答頂きたい。

3 自己負担額の七十パーセントの引上げという数字は、医療保険部会の資料には明記されていないが、非常に重要な数字と考える。なぜ、医療保険部会の資料に明記しなかったのか。

三 高額療養費の自己負担額を七十パーセント引き上げることを含めて、高額療養費抑制の総額、枠組みの変更は、社会保障審議会医療保険部会の了承は不要なのか。不要であるならば、決定権は、誰に、どの審議会や会議体にあるのか。

四 昨年十一月十五日の全世代型社会保障構築会議について

1 議題は何だったか。また、議題外の高額療養費について、どの委員がどのような趣旨の発言をされたか、合計何人が高額療養費について発言されたか。

2 この会議の議題に、高額療養費を入れなかった理由は何か。さらに、議題外の高額療養費の発言が相次いだのは、同月十三日の財政制度等審議会財政制度分科会で、高額療養費制度の見直し財務省提出の資料に盛り込まれ、議論されたことと関係があると政府は考えるか。

五 四について、これらの委員が議題外の高額療養費について全世代型社会保障構築会議で発言されることを、厚生労働省や財務省、内閣官房の担当部署は、事前に把握していたのか。あるいは、委員に、議題に入っていない高額療養費について、発言するように政府担当者が促した事実はあるのか。

六 昨年十一月二十一日に、社会保障審議会医療保険部会で、高額療養費の自己負担額引上げの議論がスタートした。

1 この医療保険部会の開催は、同月十五日の全世代型社会保障構築会議を受けて、開催を決めたのか。

2 全世代型社会保障構築会議より前に開催を決め、さらには高額療養費の自己負担額引上げを議論することを決めていたのか。それとも議題を追加したのか。

3 同月二十一日から議論をスタートし、年末までに結論を得ることが、拙速と政府は考えなかったのか。

内閣衆質二一七第九一号
令和七年三月二十一日
内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員山井和則君提出高額療養費制度改正の検討経緯に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員山井和則君提出高額療養費制度改正の検討経緯に関する質問に対する答弁書

一並びに二の1及び2について
御指摘の「全世代型社会保障構築会議や社会保障審議会医療保険部会」の「了承」及び「社会保障審議会医療保険部会」の「承認」の意味すると

ころが必ずしも明らかではないが、「全世代型社会保障構築会議」においては「枠組み」について議論しておらず、また、「社会保障審議会医療保険部会」における「枠組み」及び「三段階の引上げ幅」の議論については、令和七年三月五日の参議院予算委員会において、福岡厚生労働大臣が「今回の高額療養費の見直しにつきまして、医療保険部会において、昨年の十一月二十一日、十一月二十八日、十二月五日、十二月十二日の計四回にわたり御議論いただいたまま」と答弁したとおりである。その上で、「枠組み」の引上げ幅は、それぞれ、誰がどの場で決めたのか」とのお尋ねについては、令和七年三月十二日の衆議院厚生労働委員会において、同大臣が「昨年末に政府が決定いたしました高額療養費制度の見直し案につきましては、様々な立場の有識者で構成される専門の審議会において、データ等に基づき、複数回にわたる議論を行っていただいた上で、最終的には、予算編成過程において、厚生労働大臣と財務大臣の合意という形で決定をしたものでございます。」と答弁しているとおりである。

二の3について
お尋ねについては、令和七年三月四日の衆議院予算委員会において、福岡厚生労働大臣が「審議会での議論におきましては、社会経済情勢の変化に応じた引上げとして、自己負担限度額を五パーセントから十五パーセントの一律の率で引き上げた場合の試算結果をお示しするとともに、それとは別に、所得区分ごとの細分化による引上げとして、現行の大きくりの所得区分を細分化し、各区分の収入に応じた自己負担限度額の引上げを行うことをお示したところでございます。併せて、全体の引上げのイメージ図もお示ししてございまして、今回の見直しは、こうした二つの引上げによる見直しであること

とは十分説明していると考えてございまして、最大十五パーセントと説明したのに、「七十三パーセントの引上げを行うものといった御指摘は当たらないものと思えます。」と答弁したとおりであり、御指摘の「医療保険部会の資料」に当該全体の引上げのイメージ図等を示したものである。

三について
御指摘の「枠組みの変更」、「社会保障審議会医療保険部会の了承」及び「決定権」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、高額療養費制度の見直しに係る決定については、令和七年三月十二日の衆議院厚生労働委員会において、福岡厚生労働大臣が「医療保険部会で御議論いただいた方向性に沿って、政府として決定をするということでございます。」と答弁しているとおりである。

四及び五について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、令和六年十一月十五日に開催した全世代型社会保障構築会議（以下「会議」という。）においては、「全世代型社会保障の構築に向けた今後の進め方について」及び「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」の検討状況についてを議論とし、資料二「第一回全世代型社会保障構築本部における総理発言」、資料二「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」の検討状況について（地域医療構想、医師偏在対策、かかりつけ医機能等）、資料三「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」の検討状況について（地域共生社会関係）、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和五年十二月二十二日閣議決定。以下「改革工程」という。）の概要資料が含まれる参考資料一「全世代型社会保障構築について（令和六年十一月八日 第十一回全世代型社会保障構築本部 資料一）」等が配布され、

厚生労働省等から報告が行われ、議論が行われたところである。その上で、改革工程には「高額療養費自己負担限度額の見直し」が記載されているところ、高額療養費制度に関しては、六人の構成員から、それぞれの知見や経験等に基づいて、発言がなされたものと考えている。なお、会議の議事録は内閣官房のウェブサイトに於いて全て公表しているところである。

御指摘の「同月十五日の全世代型社会保障構築会議を受けて」、「全世代型社会保障構築より前に」及び「議題を追加した」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「昨年十一月二十一日」の「医療保険部会の開催」については、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」の検討状況についてを議論とする「同月十五日の全世代型社会保障構築会議」の開催の予定を踏まえ、同月十三日に開催を決定したものであり、高額療養費制度について「議論すること」については、改革工程に「高額療養費自己負担限度額の見直し」が記載されているところ、政府としては、従来から、検討すべき課題と認識していたところ、「高額療養費自己負担限度額の見直し」を含む改革工程に掲げられた内容について議論することとして、「医療保険制度改革について」を「議題」とすることを決めたものである。

六の3について
お尋ねについては、令和七年二月十七日の衆議院予算委員会において、福岡厚生労働大臣が「審議会のメンバーには、幅広い見識をお持ちの方々に、様々なデータを用いて、四回にわたって御議論をいただいております。過去の事例を見直しても、そこが欠けた議論だったというふうには認識をしておりますが、その後、様々な国会での御指摘もありました。」と、また、同年三月十二日の衆議院厚生労働委員会に

厚生労働省等から報告が行われ、議論が行われたところである。その上で、改革工程には「高額療養費自己負担限度額の見直し」が記載されているところ、高額療養費制度に関しては、六人の構成員から、それぞれの知見や経験等に基づいて、発言がなされたものと考えている。なお、会議の議事録は内閣官房のウェブサイトに於いて全て公表しているところである。

御指摘の「枠組みの変更」、「社会保障審議会医療保険部会の了承」及び「決定権」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、高額療養費制度の見直しに係る決定については、令和七年三月十二日の衆議院厚生労働委員会において、福岡厚生労働大臣が「医療保険部会で御議論いただいた方向性に沿って、政府として決定をするということでございます。」と答弁しているとおりである。

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、令和六年十一月十五日に開催した全世代型社会保障構築会議（以下「会議」という。）においては、「全世代型社会保障の構築に向けた今後の進め方について」及び「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」の検討状況についてを議論とし、資料二「第一回全世代型社会保障構築本部における総理発言」、資料二「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」の検討状況について（地域医療構想、医師偏在対策、かかりつけ医機能等）、資料三「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」の検討状況について（地域共生社会関係）、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和五年十二月二十二日閣議決定。以下「改革工程」という。）の概要資料が含まれる参考資料一「全世代型社会保障構築について（令和六年十一月八日 第十一回全世代型社会保障構築本部 資料一）」等が配布され、

厚生労働省等から報告が行われ、議論が行われたところである。その上で、改革工程には「高額療養費自己負担限度額の見直し」が記載されているところ、高額療養費制度に関しては、六人の構成員から、それぞれの知見や経験等に基づいて、発言がなされたものと考えている。なお、会議の議事録は内閣官房のウェブサイトに於いて全て公表しているところである。

において、同大臣が「今回の高額療養制度の見直しに当たりましては、専門家の方々が構成されます審議会におきまして様々なデータに基づき御議論をいただいて決定したところでございませぬが、他方で、その審議会において患者団体様からのヒアリング等については今回も行なわなかったということ、このような検討プロセスが丁寧さに欠くんじやないかという御指摘をいただいている点ということについては、重く受け止める必要があるというふうにご考えてございませぬ。今後、本年秋までに改めて方針を検討し、結論を得ていくこととしておりますが、その際には患者団体さんを含む関係者の御意見もよく伺いながら検討を進めてまいります。」と答弁しているとおりであります。

令和七年三月十一日提出
質問 第九二二号

高額療養費制度改正についての今後の再検討に関する質問主意書

提出者 山井 和則

高額療養費制度改正についての今後の再検討に関する質問主意書

今後行われる高額療養費制度改正に関する再検討について、政府に対して、以下のとおり質問します。

一 今回の高額療養費の自己負担額の引上げ見合せは、参議院選挙を意識して、選挙で不利にならないための判断、との声も出ている。患者団体からも、「参議院選挙が終われば、再び同じような大幅な負担引上げ案が提案され、強行されるのではないか」との不安の声が出ている。参議院選挙が終わった後の再検討において、当初案と同じような、負担額引上げ案を決めることではないか。

二 秋までの再検討の結果、当初の引上げ案よりは、自己負担額増をかなり抑えた案を目指すのか。あるいは、自己負担額を増やすか、減らすか、その方向性も全く示さないのか。

三 多くの医療の有識者からは、「命にかかわる患者の高額療養費の抑制よりも、もっと先に、軽症の患者の医療費のムダを抑制すべき」との声が強い。については、秋までの再検討では、高額療養費のみの医療費の抑制、つまり、自己負担額を増やすのではなく、軽症患者の医療費の抑制も含め、他の医療費の抑制も含めて議論、再検討すべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

四 石破首相は「秋までの再検討は、患者団体からの意見を真摯に聴きながら進める「強行はしない」と発言されている。今回のように、患者団体が大反対する自己負担額の引上げ案を、再び強行することはない、ということ、患者団体が反対を表明した案に対しては決定をしない、ということか、それとも、丁寧に患者団体の理解を得るべく努力するが、患者団体が反対を表明した案を決定しない、とは、約束できないということか。

五 患者団体については、秋までの再検討において、単にヒアリングで意見聴取をされるだけでなく、審議会の委員に入って、改革案の決定に正式に参画して頂くべきであると考え。秋までの再検討においては、がん患者団体（一般社団法人全国がん患者団体連合会等）や難病患者団体（一般社団法人日本難病・疾病団体協議会等）などを、高額療養費の改正を検討する審議会の委員に加えるべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

六 再検討の議論のスタートの時期及び、再検討を踏まえた結論の提示の時期について、それぞれ示されたい。また、この再検討は、どのような審議会で審議するのか。

七 再検討では、当初案で示されたとおり、年五千三百億円の医療費の抑制を高額療養費のみで

実施するという枠組みは変わらないのか。それとも高額療養費の抑制額として示された五千三百億円自体を縮小する議論も、再検討の議論に含まれる可能性はあるか。

八 高額療養費制度の対象となるがん患者や難病患者等で、秋までの再検討により、逆に、負担額が、当初案より増える患者が出る可能性はあるか。それは、あり得ないか。

九 再検討の審議会には、厚生労働省のがん対策課も担当として関与させるべきと考える。

一〇 昨年、高額療養費を議論した社会保障審議会医療保険部会では、厚生労働省健康・生活衛生局が「疾病対策課や難病対策課は関与したか。もし関与していないなら、なぜなのか。」

二 多くのがん患者や難病患者等の命を左右する議論に、がん・疾病対策課や難病対策課も関与すべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 再検討を秋までに行うとするのは、来年四月からの高額療養費の自己負担額引上げを目指していることが理由か。また、来年一月からの自己負担額引上げの可能性はあるか。石破首相が「強行しない」「丁寧に議論する」と答弁された以上、患者団体の理解が得られない場合は、再検討案の決定は、秋でなく、冬や来年にずれ込む可能性はあるのか。それとも、患者団体の理解が得られなくても、再検討案は秋にはとりまとめを強行するのか。

四 高額療養費の自己負担額引上げがこれだけ大議論になった以上、国会閉会中であつたとしても、与野党の国会議員の意見も、再検討案の決定前に聞き、参考人質疑も含め、国会審議をすべきではないか。

五 再検討案は、予算編成までに、与党や野党で党内審査を求めるのか。新年度予算として一括ではなく、今回の引上げ案は、与党により、

党内で審査をされたのか。されていないのであれば、与党や野党の党内審査を経ずに、今回のように、自己負担額の引上げ幅を決めるべきではないのではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

十三 再検討案の決定までに、がん患者等の家計の状況調査等を行うのか。

右質問する。

内閣衆質二一七第九二二号
令和七年三月二十一日
内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員山井和則君提出高額療養費制度改正についての今後の再検討に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「再検討」に係る内容、「方向性」、進め方、「可能性等」については、令和七年三月十三日の衆議院予算委員会において、石破内閣総理大臣が「今後の具体的な検討の方向性について、現時点で予断を持って申し上げる段階にはありませんが、保険料負担の抑制や制度の持続可能性の確保とともに、患者の方々の経済的な御負担が過度なものとならないようにすることが重要です。検討に当たりましては、保険料を負担する被保険者の皆様からの御意見も拝聴しつつ、患者の方々のお話を十分伺い、その御理解をいただくべく最善を尽くしてまいります。」と答弁しているとおりであります。現時点でこれ以上のことについてお答えすることは困難であります。

一から四まで、六から八まで及び十の後段について

お尋ねの「再検討」に係る内容、「方向性」、進め方、「可能性等」については、令和七年三月十三日の衆議院予算委員会において、石破内閣総理大臣が「今後の具体的な検討の方向性について、現時点で予断を持って申し上げる段階にはありませんが、保険料負担の抑制や制度の持続可能性の確保とともに、患者の方々の経済的な御負担が過度なものとならないようにすることが重要です。検討に当たりましては、保険料を負担する被保険者の皆様からの御意見も拝聴しつつ、患者の方々のお話を十分伺い、その御理解をいただくべく最善を尽くしてまいります。」と答弁しているとおりであります。現時点でこれ以上のことについてお答えすることは困難であります。

二 多くのがん患者や難病患者等の命を左右する議論に、がん・疾病対策課や難病対策課も関与すべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 再検討を秋までに行うとするのは、来年四月からの高額療養費の自己負担額引上げを目指していることが理由か。また、来年一月からの自己負担額引上げの可能性はあるか。石破首相が「強行しない」「丁寧に議論する」と答弁された以上、患者団体の理解が得られない場合は、再検討案の決定は、秋でなく、冬や来年にずれ込む可能性はあるのか。それとも、患者団体の理解が得られなくても、再検討案は秋にはとりまとめを強行するのか。

四 高額療養費の自己負担額引上げがこれだけ大議論になった以上、国会閉会中であつたとしても、与野党の国会議員の意見も、再検討案の決定前に聞き、参考人質疑も含め、国会審議をすべきではないか。

五 再検討案は、予算編成までに、与党や野党で党内審査を求めるのか。新年度予算として一括ではなく、今回の引上げ案は、与党により、

党内で審査をされたのか。されていないのであれば、与党や野党の党内審査を経ずに、今回のように、自己負担額の引上げ幅を決めるべきではないのではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

五について

お尋ねについては、令和七年三月十日の参議院予算委員会において、福岡厚生労働大臣が「審議の在り方についてはまさにこれから検討されていく話であります。．．．その社会保障審議会、この医療保険部会で御議論いただきたいですが、これは、高額療養費だけじゃなくて、例えばマイナ保険証であったり、出産の保険適用であったり、国保制度の在り方だったり、いろんなことを議論している場であります。当然、その時々テーマによってお話を伺いすべき方というのが当然変わってくる、そういうものがございますので、どういった形でその患者の団体の皆様方の声をお聞きしていくか、今後しっかりと検討してまいりたいと思っております。」と答弁しているとおりのことである。

九の1について

お尋ねについて、御指摘の「昨年、高額療養費を議論した社会保障審議会医療保険部会」における議題の「医療保険制度改革について」については、厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)第十三条の規定により「健康保険事業に関すること(年金局の所掌に属するものを除く。）」や「医療保険制度の調整に関すること。」等の事務を所掌する厚生労働省保険局のみにおいて対応することとしたものである。

九の2について

お尋ねについては、令和七年三月十二日の衆議院厚生労働委員会において、福岡厚生労働大臣が「今御指摘いただいたことも含めて、検討してまいりたいと思っております。」と答弁したとおりである。

十の前半について

お尋ねの「再検討を秋までに行うとする」「理由」については、国民への周知及び保険者が対応するための準備に一定の期間を要すること等を考慮したものであるが、いずれにせよ、「再

議長の報告

検討」に係る進め方等については、一から四まで、六から八まで及び十の後段についてでお答えしたとおりである。

十の中段について

お尋ねについては、令和七年三月十三日の衆議院予算委員会において、石破内閣総理大臣が「本年秋までに改めて方針を検討し、決定することといたしております。来年度中に何らかの見直しを施行することは考えておりません。」と答弁したとおりである。

十一及び十二について

お尋ねについては、国会の運営等に関することとであり、政府としてお答えする立場にない。

十三について

お尋ねについては、令和七年三月十一日の閣議後記者会見において、福岡厚生労働大臣が「これまでも、審議会において様々なデータに基づきご議論いただいておりますが、今後、議論を行うにあたっては、さらにどのようなデータが必要か、ご意見も伺いながら進めていきたいと考えています。」と述べたとおりである。